資料4－3

# 参考資料2

# （各省庁による関連の取組）

# 日本成長戦略及び全世代型社会保障関係

# 日本成長戦略概要　～「強い経済」の構築による、強く豊かな日本列島の実現～

## 1．17の戦略分野を中心とした官民連携の危機管理投資・成長投資の徹底

**リスクを最小化する危機管理投資・先端技術を花開かせる成長投資に徹底的にてこ入れ**

**（1）-① 自律性・不可欠性を起点とした成長（危機管理投資）**

世界共通のリスクの解決に資する製品等を国内外に提供

**（1）-② イノベーションを通じた成長（成長投資）**

優れた科学技術やイノベーション創出により不可欠性を確保

**（2） 成長の加速装置となるAIトランスフォーメーション(AX)による高付加価値化**

強みをいかすフィジカルAIの競争優位の確立を軸に、全産業の高度化を進め、人口減少下でも高付加価値を創出

**（3） 持続的な成長のための時間軸を意識した複線的投資**

戦略分野全体をポートフォリオとして捉え、足下の収益源、次の稼ぎ頭、将来の成長の芽など時間軸の違いを意識して支援

**（4） 「地域未来戦略」との連携**

17の戦略分野に関連する産業クラスター形成を始め、地域における大胆な投資が更なる投資を呼ぶ環境を整備

➡ **17の戦略分野における62の「主要な製品・技術等」で想定される官民の国内投資は、2040年度までに累計370兆円超**

## 2．国内投資を全国に拡げていくための８つの分野横断的な課題への対応

**17の戦略分野等における国内投資を支え、日本全国に拡げる。「地域未来戦略」の推進を後押し**

①新技術立国・競争力強化、②スタートアップ、③金融を通じた潜在力の解放、④人材育成
⑤労働市場改革、⑥家事等の負担軽減、⑦賃上げ環境整備、⑧サイバーセキュリティ

## 3．未来への投資拡大の実現

**緊縮志向と未来への投資不足を断ち切り、供給力を強化し、税収が自然増に向かう、GDP拡大の好循環を実現**

**（1）『「強く豊かな日本」投資枠』の創設**

①いわゆる「シーリング」を設けず、必要額を適切に要求できる仕組み
②国内民間設備投資や潜在成長率を大きく引き上げる効果の高い措置が対象
③複数年度の計画に基づく予算措置を基本とし、投資誘発効果の薄いものは柔軟に見直し

**（2）官民連携の徹底的な強化**（「投資牽引型経済」へのマインドセット転換）

**（3） PDCAメカニズムの構築**

**（4） 戦略的広報の抜本的強化**

➡ **2040年度：国内民間設備投資額250兆円（官民目標）、日本成長戦略等の経済効果試算で名目GDPは1,100兆円に迫る**

# 全世代型社会保障構築会議　報告書（令和４年12月16日）（概要）

## 全世代型社会保障の基本的考え方

**１．目指すべき社会の将来方向**

**①「少子化・人口減少」の流れを変える**

・少子化・人口減少の進行は、経済活動における供給（生産）及び需要（消費）の縮小、社会保障機能の低下をもたらし、経済社会を「縮小スパイラル」に突入させる、国の存続そのものにかかわる問題

・こどもを生み育てたいという個人の希望を叶えることは、個人の幸福追求の支援のみならず、少子化・人口減少の流れを大きく変え、経済と社会保障の持続可能性を高め、「成長と分配の好循環」を実現する上で社会全体にも大きな福音

→　最も緊急を要する取組は、「未来への投資」として、子育て・若者世代への支援を急速かつ強力に整備すること。子育て費用を社会全体で分かち合い、こどもを生み育てたいと希望する全ての人が、安心して子育てができる環境の整備が急務

**② これからも続く「超高齢社会」に備える**

・働き方に中立的な社会保障制度を構築し、女性や高齢者を含め、経済社会の支え手となる労働力を確保する

・社会保障を能力に応じて皆で支える仕組みを構築し、医療・介護・福祉等のニーズの変化に的確に対応する

**③ 「地域の支え合い」を強める**

・独居者の増加、就職氷河期世代の高齢化、孤独・孤立の深刻化等を見据え、人々が地域社会との中で安心して生活できる社会の構築が必要

**２．全世代型社会保障の基本理念**

| ①「将来世代」の安心を保障する | ②能力に応じて、全世代が支え合う | ③個人の幸福とともに、社会全体を幸福にする | ④制度を支える人材やサービス提供体制を重視する | ⑤社会保障のDXに積極的に取り組む |
|---|---|---|---|---|
| 「全世代」は、これから生まれる「将来世代」も含む。彼らの安心のためにも、負担を先送りせず、同時に、給付の不断の見直しが必要。 | 年齢に関わらず、全ての国民が、能力に応じて負担し、支え合うことで人生のステージに応じ、必要な保障の提供を目指す。 | 社会保障は、リスク等に社会全体で備え、個人の幸福増進を図るとともに、健康寿命の延伸等により社会全体も幸福にする。 | 人材確保・育成や働き方改革、処遇改善、生産性向上、業務効率化に加え、医療・介護ニーズ等を踏まえたサービス提供体制の構築が必要。 | 社会保障給付事務の効率化、新サービスの創造等のため、社会保障全体におけるデジタル技術の積極的な活用を図ることが重要。 |

**３．全世代型社会保障の構築に向けての取組**

**○ 時間軸の視点**

2040年頃までを視野に入れつつ、足元の短期的課題とともに、当面の2025年や2030年を目指した中長期的な課題について、「時間軸」を持って取組を進めていくことが重要。（「今後の改革の工程」を提示。）

**○ 地域軸の視点**

社会保障ニーズや活用可能資源の地域的差異を考慮し、地域に応じた解決の手法や仕組みを考案することが重要。

# 「租税及び社会保険料による負担の軽減のための飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の支給に関する法律案」について①

## １．法律案の概要

### ⑴　飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ

○　令和９年４月１日から令和11年３月31日までの間、飲食料品に係る消費税率を0.78%（地方消費税と合わせて１%）とする（地方消費税減収額は地方特例交付金により補塡）。

○　実施のための所要の措置として、①本則課税事業者移行に係る届出の特例、②飲食料品の販売に係る簡易課税制度の特例、③中間申告制度の特例、④総額表示義務の特例、⑤定期供給契約による予約販売及び通信販売に関する税率の経過的取扱いを設ける。

### ⑵　就業者負担軽減支援金の支給

○　本支援金は、以下①～④の要件に該当する者を対象に、毎年１回支給する（令和11年度は、令和11年４月にも支給。）。

①勤労所得※1の額が政令で定める額超　　②合計所得金額が政令で定める額以下

③税・社会保険料負担額から公的年金等収入額を控除した額が政令で定める額超

④配偶者の合計所得金額が政令で定める額以下（令和9･10年度の支給を除く）

※1給与収入に応じて算定した額並びに一定額を超える事業所得及び業務に係る雑所得の合計額。

（注）これらの額は税制及び社会保険制度の状況、就業の促進等の効果、純負担率の状況等を考慮して定める。

○　支援額は、我が国・諸外国での純負担率の状況、本支援金による就業の促進等の効果を考慮して、前年所得額や19歳未満の居住扶養親族数（令和9･10年度は16歳未満の扶養親族数）※2に応じて政令で定める額とする。当分の間、社会保険料控除額も加味する※3。

※2こども加算関係、※3「年収の壁」に配慮した就業促進特例加算関係

○　公金受取口座の登録者には、市区町村長の職権による支給認定を可能とする。

○　本支援金の支給に要する費用は、３分の２以上を国が負担し、残余のうち２分の１ずつを都道府県・市区町村がそれぞれ負担する（普通交付税の交付を受けないと見込まれる市区町村に対して、当分の間、特別交付金を交付（令和9･10年度は、全ての市区町村に対して交付））。

# 「租税及び社会保険料による負担の軽減のための飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の支給に関する法律案」について②

**１．法律案の概要**

**⑶　検討等**

○　本支援金に関し、以下の検討規定を設ける。

・　金融所得等の勘案　　・　税額控除と給付を組み合わせて行う仕組みの導入
・　国・地方の役割分担の在り方等
・　本支援金の対象とならない者に対する必要な措置の在り方
・　第３号被保険者制度の見直し、被用者保険の適用拡大の更なる推進
・　医療・介護制度の改革をはじめとする社会保障制度・雇用制度の見直し
・　人的控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革

○　国は、支給事務効率化のためのシステム整備、広報活動・相談窓口整備等を行う。

○　財源は、特例公債に頼ることなく、歳出・歳入全般の見直しにより確保する。国・地方の役割分担を踏まえつつ、地方財政に支障が生じないよう措置する。

○　内閣府に本支援金担当の「租税･社会保険料負担に関する総合調整本部」を設置する。

等

**２．施行日**

令和９年４月１日

# 租税及び社会保険料による負担の軽減のための飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の支給に関する法律案について
# （飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱（令和８年９月15日閣議決定）の概要①）

○ 「中間とりまとめ」（令和８年７月29日社会保障国民会議）及び「「給付付き税額控除」の制度導入の基本方針」（令和８年８月５日閣議決定）に基づき、
- これまでにない「所得に応じたきめ細かな給付」を行う新たな制度として、就業者負担軽減支援金（支援金）を導入する。
- その際、令和11年度の本格導入までの「つなぎ」として、まずは、２年間に限った飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げと飲食料品に係る消費税１％相当分の範囲で実施する支援金制度を組み合わせて行い、その後の支援金制度の本格導入に円滑に接続していくこととする。
- 支援金制度は、本格的な「給付付き税額控除」を導入する第一歩であり、制度の将来像については、継続して検討を行う。

○ こうした考え方の下で、必要な法制上の措置等を可及的速やかに講ずる。

## 目的

租税及び社会保険料による負担の軽減のため、飲食料品に係る消費税率について、現下の物価の上昇に鑑み臨時的に２年間に限り引き下げるとともに、中低所得の就業者の可処分所得の増大並びに就業の促進及び就業時間の抑制の緩和を図る必要性に鑑み、当該就業者が負担する租税及び社会保険料並びに当該就業者が受ける社会保障に係る現金給付の状況を一体的に捉える観点から、租税及び社会保険料の合計額から現金給付の合計額を控除した額の収入の額に対する割合（純負担率）を踏まえ、所得の額等に応じた支援金を支給することにより、働くことにより生活の向上を実感できる社会の形成に寄与することを目的とする。

## 飲食料品に係る２年間の消費税率引下げ

- 期間　**令和９年４月１日から**令和11年３月31日までの**２年間**
- 対象範囲　**軽減税率の対象となっている飲食料品**
  - ※１　税率１％の対象となる飲食料品の範囲は、税率８％時から変更はない
  - ※２　税率８％の軽減税率が適用されている「週２回以上発行される新聞の定期購読分」については、今般の税率引下げの対象外
- 税率　**１％**（国税0.78%と地方税0.22%相当分の合計）

## 実施のための所要の措置

### ① 本則課税事業者に移行するための特例
- 還付申告が可能な本則課税に移行するため、**届出の提出期限を「課税期間の末日」に後ろ倒す特例**や、
- **簡易課税のいわゆる２年縛りを解除する特例**を設ける。

### ② 簡易課税制度の特例
- 簡易課税制度の場合に、軽減税率が適用される**飲食料品の販売について、税額が発生しない特例**を設ける（売上税額と同額の仕入税額を控除）。

### ③ 総額表示義務の特例
- 消費者にとっては総額表示が分かりやすいことも踏まえ、**総額表示義務は維持**しつつ、総額表示に直ちに対応することが**困難な場合**、税率変更の前後の**最大各２か月間**、飲食料品は**８％又は１％での総額が表示されていればよい**こととする（実際の支払額と誤認させない措置の実施が条件）。

### ④ 中間申告制度の特例
- **来年４月以降の中間申告について、新税率（１％）で再計算した前年税額に基づく中間申告**を可能とする。

### ⑤ 予約販売・通信販売の経過措置
- 定期供給契約による予約販売（例：１年分の代金を先払いしておけば、旬の食材が毎月届く）については、**来年１月１日前に契約を締結**し、**来年４月１日前に対価を領収している**場合、**引下げ前の税率（８％）を適用して申告納税する経過措置**を設ける（通信販売についても、来年１月１日前に条件提示、来年４月１日前に申し込みを受けた場合、同様の経過措置）。

※ 令和９年度及び令和10年度の飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げによる地方消費税の減収額は、全額を地方特例交付金により補填するとともに、各年度において必要な地方交付税総額を適切に確保する。

※ 事業者が準備作業に着手できるよう制度の詳細を早急に公表・広報する等、関係府省庁は直ちに必要な準備作業に着手する（支援金制度も同様）。レジシステムの移行・改修に関する中小企業等への支援を行うとともに、緊急時における税率変更に柔軟なシステムの普及促進を図る。

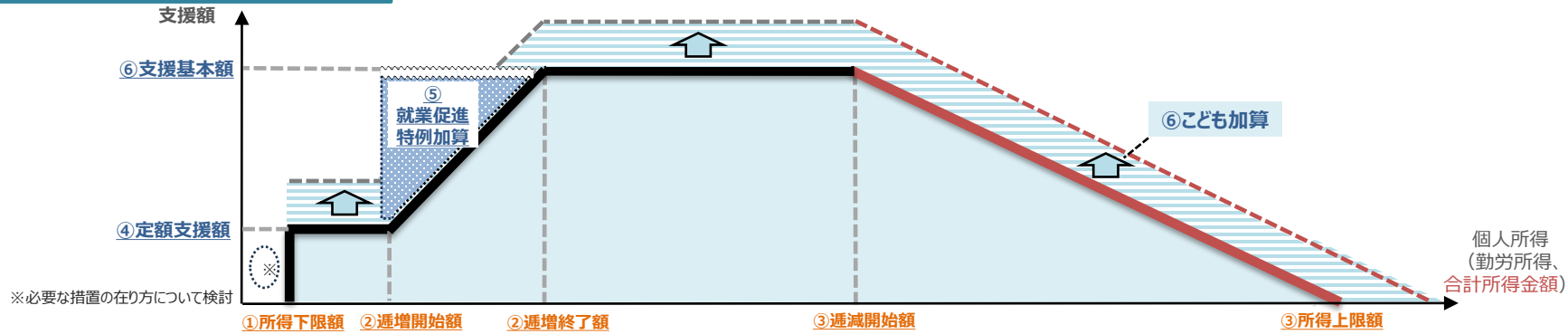
## 農林漁業者等への対応

- 飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げの影響を受ける**農林漁業者**については、消費税率の引下げによる売上税額の減少等に対応して、利子負担を考慮しつつ、**資金繰りへの支援**を行う。特に本則課税に移行することが困難な**簡易課税事業者・免税事業者である農林漁業者**については、第一次産品の生産・販売を担う特殊性に鑑み、売上げから回収できない仕入税額が大きくなることで経営継続が困難とならないよう、**個別の売上高を踏まえた金額を給付する仕組み**を導入することとし、**現場の納得感のある対応に万全を期す**。
- **食品事業者、外食事業者**については、税率引下げが経営に及ぼす影響を踏まえて、**資金繰り支援、生産性向上に向けた省力化等の取組の支援等**を行う。特に、**外食事業者**については、**テイクアウト等の多角化の支援**を講ずるなど、外食と中食・内食の税率差による**影響の及ぶ業態などを見極めた上で、的確な支援**を講ずる。
- **簡易課税事業者・免税事業者である農林漁業者、食品事業者、外食事業者**が本則課税事業者に移行する際の**相談対応**や、**税理士費用等の経費に対する支援**を行う。
- これらについて、関係府省庁が連携し、事業者の実情を確認しつつ、**予算編成過程において支援内容を具体化**する。

# 租税及び社会保険料による負担の軽減のための飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の支給に関する法律案について
# （飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱（令和８年９月15日閣議決定）の概要②）

## 就業者負担軽減支援金の支給

**給付に係る閾値となる所得水準及び給付額等について、法律の規定内容や政令で定める際の考え方を記載**




### ①所得下限額

中低所得の現役勤労者の税・社会保険料負担を軽減する制度として、一定の勤労所得がある者を対象とする基準

- 税制及び社会保険制度、就業促進の効果を考慮して定める。特に**課税所得の把握、事業所得を含めた総合的なバランス**等を勘案。
  ※「中間とりまとめ」における意見①被用者保険の短時間労働者の適用ライン超（所得約32万円超（給与収入約106万円超））、②給与所得０円超（給与収入74万円超）、③雇用保険の適用ライン超（給与収入約53万円超）
- **事業所得・業務に係る雑所得**は、**就労とみなせる水準**として定める額を超える場合に勤労所得として合計する。

### ②逓増開始額／逓増終了額

就業促進の観点から、支援額を逓増（より働けば支援額も増加）する範囲の基準

- 逓増開始額は、**個人住民税所得割が課税される水準**を踏まえて定める。
  ※ 個人住民税所得割の非課税限度額（単身）は給与収入119万円
- 逓増終了額は、**被用者保険適用要件等を踏まえた就業促進の効果**等を考慮して定める。

### ③逓減開始額／所得上限額

合計所得金額が一定額を超える場合に、公平性の観点から、支援額を逓減・消失させるための合計所得金額の基準

- 所得上限額は、以下を考慮しつつ、**恒久財源の確保と併せて検討**し定める。
  - 我が国と諸外国の**純負担率及び純負担額の国際比較**
  - **諸外国の**類似制度において**支給対象となる勤労者の割合**　等
- 逓減開始額等は、**諸外国との純負担率の差、就業促進の効果**等を考慮して、所得上限額と併せて検討し定める。

### ④定額支援額

非課税ライン以下の所得把握には執行上の課題があり、給付額を逓増させると誤支給につながる可能性があるため、定額を支給。

- 勤労所得が**逓増開始額以下である勤労者の税及び社会保険料の負担等を考慮**して定める。その際、**飲食料品に係る消費税負担の軽減等が実施されることを踏まえる**。

### ⑤就業促進特例加算

「年収の壁」による手取りの減少を踏まえ、「年収の壁」が解消するまでの時限的な措置として、「年収の壁」に配慮した一定の加算

- **要件は**①勤労所得が、**被用者保険の短時間労働者の適用ライン～可処分所得減少が回復**する水準
  ②**被用者保険の適用による社会保険料相当額**の支払い
- **加算額は**、年収の壁に直面する方に手厚い給付を行うこととそれ以外の方に対する給付を含めた**総合的なバランス等を勘案**して定める。

### ⑥支援基本額／こども加算

- **諸外国と我が国の純負担率の差**を踏まえつつ、支援基本額と、19歳未満の居住者である扶養親族＊の数に応じたこども加算額とをあわせて検討し定める。 ＊R9～10においては、16歳未満の扶養親族

### 配偶者所得上限額

高所得の配偶者がいる場合の例外措置に係る基準

- 配偶者の合計所得金額≦**配偶者所得上限額**（R11から適用）
  配偶者所得上限額は、公平性の観点及び複雑な制度設計を避ける観点から、**確定申告等による所得把握を含め税制及び社会保険制度の状況を**踏まえて定める。

### 純負担基準額

一定の税・社会保険料負担がある者として、「純負担」が現役並みである中低所得の高齢者等も対象とする上での基準

- 純負担（税・社保負担額－公的年金等）＞**純負担基準額**を満たす者が対象
  純負担基準額は、所得下限額を超える**現役勤労者が通常負担する税・社会保険料の水準**を踏まえて定める。

## 執行等

- 請求に基づき市町村（特別区含む）が認定し、毎年１回支給（※）。**公金受取口座登録者については、市町村長が（請求なしで）職権で認定し、支給可能**（受給者・市町村双方の事務負担を軽減）。 ※ ただし、令和11年度以降の支援金に円滑に接続するため、令和11年４月に、年度替わりの地方自治体の事務負担を十分考慮しつつ、令和10年度の受給資格者に対して令和11年度以降の制度による支援額の半年分相当額を基本とした額を先行して支給する。その後、令和11年度の受給資格者に対して当該支援額の半年分相当額を基本とした額を支給する。
- 支援金制度は、令和９年４月から導入する。
- 内閣府所管とし、租税・社会保険料負担に関する総合調整本部を設置する。

# 租税及び社会保険料による負担の軽減のための飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の支給に関する法律案について
# （飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱（令和８年９月15日閣議決定）の概要③）

## 費用の負担等

1　**就業者負担軽減支援金の支給に要する費用**については、

（ｉ）中低所得者が負担している国税（所得税等）、地方税（個人住民税等）、社会保険料などの負担の軽減を図ることを目的としたものであることから、税制等により負担を求めている主体（国・地方）が、求めている負担の割合を踏まえて財政負担することが適切であること

（ⅱ）本制度は社会保障制度と密接不可分な制度であり、社会保障制度については、現金給付も含め、国と地方がそれぞれ応分の財政負担をしながら制度を支えてきたこと

を踏まえ、その**３分の２以上を国が負担し、残余のうち２分の１ずつを都道府県と市町村がそれぞれ負担する**こととし、費用の負担割合の決定に際しては地方と協議する。

2　１の地方負担については、**地方財政計画の歳出に全額計上**するとともに、**一般財源総額を増額確保**する。個別団体の地方交付税の算定に当たっては、**地方負担の全額を地方自治体に見える形で基準財政需要額に算入**する。

3　国は、支援金の支給に要する費用についての市区町村の負担が発生することに対処し、支援金の支給の円滑な実施を確保するため、**普通交付税の交付を受けないと見込まれる市区町村（特別区を含む）に対して**、当該市区町村における負担に相当する額を上限として、**当分の間、特別交付金を交付**する。

4　**令和９年度及び令和10年度においては**、３にかかわらず、支援金の支給に要する費用についての市区町村の負担が発生することに対処し、支援金の支給の円滑な実施を確保するため、**全ての市区町村に対して、当該市区町村における負担に相当する額について、特別交付金を交付**する。

5　**事務費やシステム改修等**に要する経費については、**制度導入に際して全額国費措置**としつつ、その後も、制度の実施状況等を踏まえ、地方の事務執行に支障が生じないよう、国において必要な対応を行う。

## 検討等

### 国による情報システムの整備等

1　国は、情報システムの整備その他の情報通信技術の活用に関し必要な措置を講ずる。**（支援額算定ツールの無償提供、給付支援サービスの国による一括契約・提供、国の情報システムの必要な機能拡充等）**

2　国として、分かりやすく**十分な周知広報**等を行うとともに、国による**コールセンターの設置**やウェブサイトで**自ら支援額を算定できる仕組み等を構築**する。

3　国は、公金受取口座登録者数を増加させるための措置を推進**（口座実在確認機能の実装、照会対応能力の強化）**する。

### 財源

1　**令和11年度以降の支援金制度の実施**に当たっては、市場の信認を得られるよう、**特例公債に頼らず**、補助金・租税特別措置の適正化その他の**歳出・歳入全般の見直し**により**恒久財源を確保する**。

2　**つなぎの財源**については、市場の信認を得られるよう、**特例公債に頼らず**、補助金・租税特別措置の適正化、追加的な租税収入以外の収入の確保その他の**歳出・歳入全般の見直しにより確保する**。

3　**給付費に係る地方負担及び地方消費税の減収**について、政府は、**国と地方の役割分担**を踏まえつつ、**地方の財政運営に支障が生じないよう**、上記１及び２の取組を踏まえ、**財源の確保その他の適切な措置を講ずる**。

### 支援金制度に係る検討事項

1　**金融所得の勘案、利子所得・保有資産の勘案**の検討を行う。

2　将来にわたり給付のみと限定せず、**給付と税額控除を組み合わせて行う仕組み**の導入について、継続して検討を行う。

3　社会の構造変化等を踏まえ、国の役割を拡大する方向で、**国と地方の役割分担の在り方等**について、本制度の導入後速やかに、地方と十分に協議を行い、継続して検討を行う。

4　**低所得の就業者、**疾病・障害等により**就業困難な者のうち支援金の対象とならないものに対する必要な措置**の在り方についての検討を行う。

5　**就業していない高齢者等に対する必要な措置**の在り方についての検討を行う。

6　**第３号被保険者制度の見直し及び被用者保険の適用拡大**の更なる推進の検討を行う。

7　医療介護制度改革を含む**社会保障制度・雇用制度の見直し**についての検討を行う。

8　**人的控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革**についての検討を行う。

# 経済財政諮問会議（令和８年５月２２日）における総理指示

（略）

○　社会保障について、意見交換を行いました。民間議員の皆様からは、今後も給付と負担の見直しに関する改革努力を継続し、制度の持続可能性確保に取り組む必要があること、「現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていく」との方針を実現するため、マクロ的な社会保障負担率の目標について検討を進め、社会保障改革について、令和８年度中に改革の具体化と工程の明確化を図り、順次実施すべき、また、物価・賃金上昇を適切に反映し、必要なサービスを確保しつつ、持続可能な提供体制へ転換すべき、ＡＩなどのイノベーションを活用し、現場の負担軽減と生産性向上を一体的に進めるべき、健康増進、疾病予防、早期発見、受診勧奨、重症化予防を一体的に進める攻めの予防医療を推進すべき、といった御提案を頂きました。

○　この提案も踏まえ、全世代型社会保障改革担当大臣が中心となり、厚生労働大臣、財務大臣と連携しながら、社会保障負担率の目標の検討、真に公平な応能負担を実現する医療費窓口負担の見直しや、年齢にかかわらず働き続けることができる社会を実現するための高齢者の定義の見直しといった、具体的な給付と負担の見直しの検討、それら改革項目の今年度中の具体化と工程の明確化、労働供給制約が強まる中でも必要な医療・介護サービスを確保するための提供体制の構築、医療・介護分野のＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）やＡＩ・ロボティクスの活用を通じた生産性向上とサービスの質の向上、攻めの予防医療等に取り組み、強い経済と持続可能な財政、質の高い全世代型社会保障を同時に実現する社会保障改革を一層強化してください。

# 経済財政運営と改革の基本方針2026（令和8年7月21日閣議決定）（抄）

## 第3章　責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

### 2. 全世代型社会保障の構築

#### （2）成長型経済に合わせた持続可能な社会保障制度

連立政権合意書（令和7年10月20日）に盛り込まれた13の社会保障改革項目について合意された具体的な骨子[118]に基づき、2026年度中に具体的な制度設計を行い、順次実行する。（略）経済・物価動向等に適切に対応し、安心して医療・介護・福祉サービスを受けられる体制を整備することとあわせて、医療・介護を中心とした社会保障制度改革を着実に実行することにより、現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことを目指す。このため、骨太方針2025と同様、経済・物価動向等を踏まえ、的確な対応を行いつつ、これまでの歳出改革努力を継続し、2027年度の社会保障負担率が2025年度と比較して上昇しないよう取り組む。また、社会保障制度が果たす機能を損なわないよう配慮しつつ、社会保障負担率の目標の検討を進め、これとあわせて、社会保障改革について2026年度中に改革項目の具体化と工程の明確化を図り、順次実施する[119]。

118「社会保障改革項目に関する具体的な骨子」（令和8年7月7日自由民主党・日本維新の会 社会保障制度改革協議体）。

119　特に、高齢化や高度化等への対応が必要な医療給付費については、経済が成長し賃上げが継続する「強い経済」の構築に向けた取組を進める中で、診療報酬に経済・物価動向等を基本的に反映しつつも、医療給付費の対GDP比や雇用者報酬の伸びとの関係などを参照しつつ、医療費適正化計画の次期改定に向けて抜本的な見直しを行うことを含め、改革を継続する。

（略）医療保険制度では、70歳以上の高齢者の医療費窓口負担割合について、低所得者等の必要な受診が確保されるよう適切に配慮することを前提として、原則3割となっている現役世代との間で年齢によらない真に公平な応能負担を実現する観点から見直しを行う。そのための改革工程表を2026年末までに策定する[126] [127]。介護保険制度では、2割負担の判断基準の見直しについて2026年度中に結論を得る。

126　その際、高齢者の就業率の上昇や健康寿命の延伸、医療費水準や受診状況の動向、高齢者に低所得が多いといった家計の状況等も踏まえ、必要な受診が確保されるよう適切な配慮措置を講じつつ、外来特例の在り方や、負担割合の区切りとなる所得の見直し、年齢の引き上げなど窓口負担の抜本的な見直しについて、現役世代の負担軽減の観点からの公費負担のあり方とともに総合的に検討を行い、その速やかな実現について令和8年末までに一定の結論を得る。また、マイナンバー制度を活用した所得・資産情報の把握基盤の整備を早急に進め、制度への反映を進める。

127「社会保障改革項目に関する具体的な骨子」（令和8年7月7日自由民主党・日本維新の会 社会保障制度改革協議体）による。

# 外国人との秩序ある共生関係

# 外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（概要）

**新たに設置された関係閣僚会議の下、外国人との秩序ある共生社会の実現に向け、新たにとりまとめ**

## Ⅰ　基本的な考え方

- 一部の外国人による、我が国の法やルールを逸脱する行為・制度の不適正利用について、国民が感じている不安や不公平感に対処する必要
- 入国前の日本語教育及び社会規範等の理解促進、法やルールを逸脱する行為に対する公正・厳正な対処、事実・実態を把握した上での制度適正化、正確かつ十分な情報公開、関係機関間の情報共有・相互連携といった取組により、安全・安心な社会を実現
- その上で、我が国の法やルールの中で、国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指す必要

## Ⅱ　国民の安全・安心のための取組

### 第1　既存のルールの遵守、各種制度の適正化に向けた取組

#### 1　出入国・在留管理等の適正化・外国人受入れについて

R8
- ○不法滞在者ゼロプランの強力な推進（５年以内に難民認定申請の平均処理期間を６月以内・退去強制が確定した外国人を半減）
- ○外国人に関わる各種施策・出入国在留管理の体制を強化・拡充
- ○帰化の審査において、永住許可との整合性も勘案した厳格化を検討

R8/R9
- ○永住者の審査の厳格な運用、許可基準の見直し

R10
- ○電子渡航認証制度（ＪＥＳＴＡ）の導入

具体化に向け直ちに着手
- ○日本語や制度・ルール等を学習するプログラムの創設、受講及び内容の理解を在留審査（永住者の審査を含む。）の要素とすることを検討
- ○海外事例を参考に、退去強制事由の拡大（対象犯罪の拡大）について、検討
- ○国・地方自治体・受入れ機関等の役割分担、在留資格の適正化や関連する将来推計を踏まえた受入れの在り方等の総合的な検討

#### 2　外国人制度の適正化等について

R8
- ○来日前・来日後の日本語教育の充実（大人：自治体への財政支援等/こども：国が初期支援の方策を検討等）
- ○日本語教師の養成・研修及び社会的地位の向上
- ○各種民泊データの一元管理を通じた仲介サイトからの違法民泊の確実な排除
- ○オーバーツーリズム対策の集中的実施・抜本的強化、特定の都市・地域への集中の是正と観光客の分散の推進

R8/R9
- ○医療費不払のある訪日外国人の情報を共有するシステムの基準額引下げ（Ｒ８）、対象の中長期在留者への拡大（Ｒ９）

R9
- ○入管庁と関係機関との税・国保料等のマイナンバー等による情報連携の在留審査等への活用（Ｒ９）

具体化に向け直ちに着手
- ○外国人学校への補助金等の状況の公表等による適正かつ透明な執行確保、外国人留学生の在籍管理の適正を欠く大学等の指定・公表
- ○公営住宅・ＵＲ賃貸住宅等への新規入居者の国籍等の把握、追加的な対応の検討

### 第2　土地取得等のルールの在り方を含む、国土の適切な利用及び管理に向けた取組

R8
- ○不動産登記、森林法をはじめ、土地関連制度において国籍を把握
- ○安全保障の観点からの土地取得等のルールについて、立法事実を整理し、他国の例も参考に、骨格をとりまとめ（Ｒ８年夏）

R9以降
- ○不動産登記の国籍把握を踏まえ、国内居住者を含む外国人によるマンション取得実態を把握

具体化に向け直ちに着手
- ○国籍情報を含む、統一的な考え方による地下水採取の実態把握や地下水の適正な保全と利用の仕組みについて検討
- ○土地所有等情報の更なる透明性向上に向け、法人の実質的支配者の把握強化の検討（FATF（金融活動作業部会）対日審査対応との連携）
- ○無主の離島の国有財産化や、安全保障の観点から必要な場合には離島の土地の取引等のルール化を含めて対策を検討
- ○国内居住者を含む外国人によるマンション取得の実態が明らかになれば、諸外国の取組も参考に、必要な対応策を検討

## Ⅲ　外国人が日本社会に円滑に適応するための取組

- 情報発信・相談体制の強化
- 交付金の在り方の見直しを含む、地方公共団体への支援策の拡充
- ・ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援
- ・秩序ある共生社会の実現に向けた、意識醸成

# ■経済財政運営と改革の基本方針2026（令和８年７月21日閣議決定）　（抄）

## 第２章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

### ３．国民の安全・安心の確保

### （４） 外国人政策の推進

「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」に基づき、一部の外国人による違法行為やルールからの逸脱など問題のある行為に毅然と対応し、国民の不安や不公平感への対処に向けた取組を一層進める。在留許可手数料の見直しや電子渡航認証制度（ＪＥＳＴＡ）導入による手数料収入により確保した財源を最大限活用しつつ、従来の考え方にとらわれずに必要な措置を講じて、外国人政策を総合的かつ強力に進める。

手数料引上げの趣旨に鑑み、優先して、出入国在留管理庁の人的・物的体制を抜本的に強化し、ＪＥＳＴＡの2028年度中の導入に向けた準備作業やＤＸの推進による審査の迅速化・高度化を進めるほか、「不法滞在者ゼロプラン」を強力に推進するなど出入国在留管理の一層の適正化を図る。育成就労制度の円滑な施行・不法就労対策のために必要な体制を整備する。各種民泊について、適切な運営確保を徹底する。

あわせて、外国人が日本社会の一員として責任ある行動をとれるよう、日本語及び我が国の制度・ルール等の教育を強化し、「日本語・生活学習プログラム（仮称）」の創設に向けた取組や、プレクラス等の全国展開や登録日本語教員の処遇改善に向けた取組を始め、地域や学校の体制整備など、国主導の下、地方公共団体等とも連携して必要に応じた施策の充実を図る。

外国人の受入れの基本的な在り方について有識者会議での議論を開始し、2026年度中に、基本方針を取りまとめる。

安全保障等の観点から、外国人の土地取得等のルールの骨格を 2026 年夏に取りまとめるとともに、土地等の調査・利用規制等を図る重要土地等調査法の執行体制を強化する。地下水の適正な保全・利用を確保する仕組みや、土地の取得・利用に関する情報把握強化と監督のための制度について、法制化を含め検討する。

# 外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（R8.1.23決定） ～進捗等を踏まえた、今後の取組の方向性～

※総合的対応策のすべての施策を引き続き着実に実施する

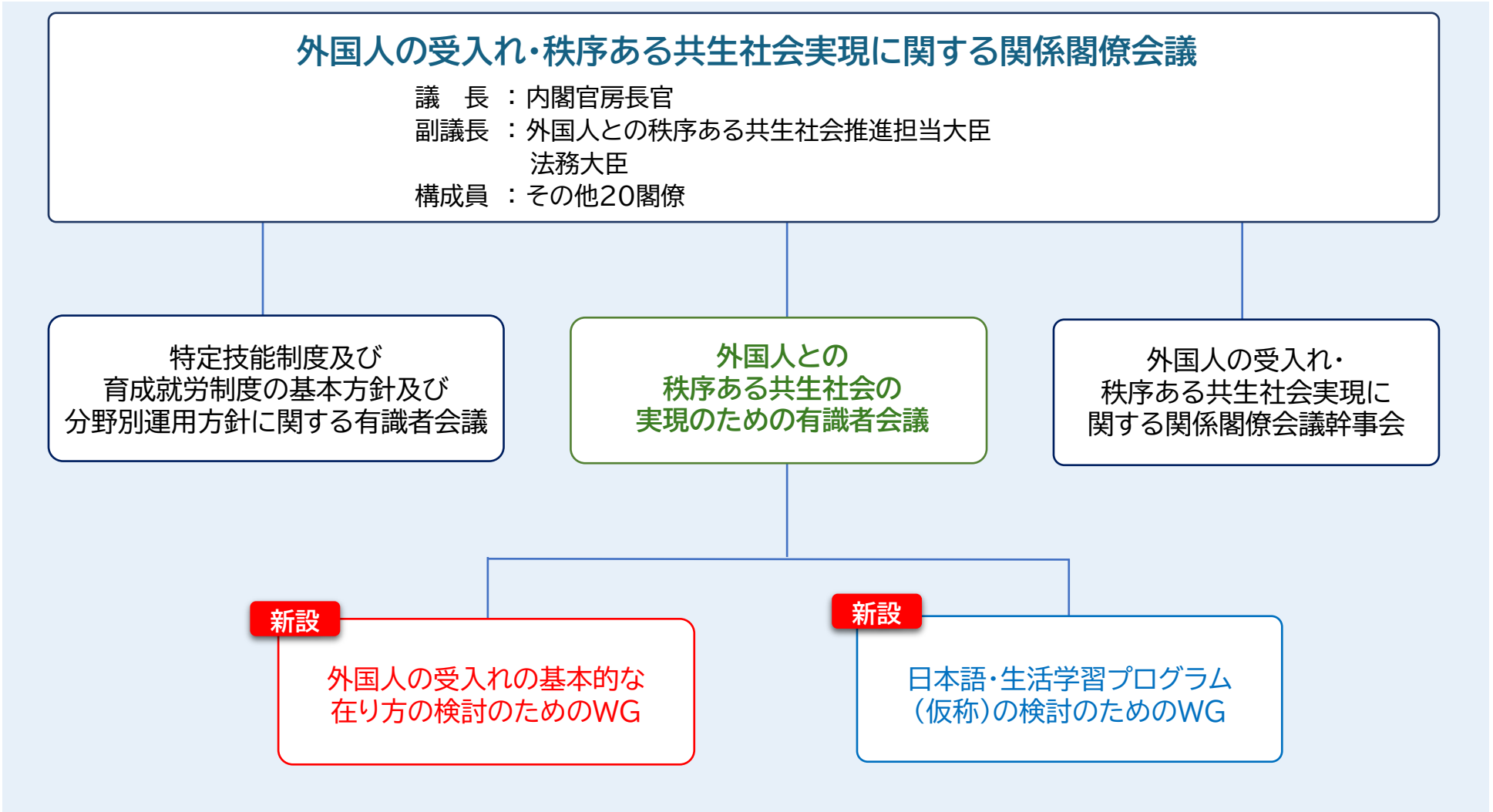
出入国・在留管理の適正化

| | 今後の主な取組の方向性 |
|---|---|
| 出入国在留管理の適正化 | **【出入国在留管理の厳格化・上陸審査の手続の円滑化】**<br>○電子渡航認証制度（JESTA）（R10年度中導入）の確実なシステム開発等<br>**【在留手続の高度化による適正な手続の実現】**<br>○公共サービスメッシュを活用したマイナンバー等による情報連携（R8年度～順次実施）<br>○在留申請及び届出の原則オンライン化（R9年度～順次実施）、キャッシュレス決済の導入等（R11年度～順次実施）<br>○スマートフォン用アプリ等を通じた在留諸手続の案内やプッシュ型の情報発信など、双方向型コミュニケーションの実現<br>**【退去強制業務・難民認定申請等の高度化】**<br>○デジタル技術を活用した不法滞在者等情報の収集・分析強化による摘発（R9年度～順次実施）<br>○難民認定申請の各種申請書類等や受付業務のデジタル化（R9年度～順次実施） |
| 在留資格の適正化 | **【実態調査の強化による適正審査の確保】**<br>○引き続き各在留資格や資格外活動の実態を把握し、家族帯同時の扶養能力の適切な確認を含めた審査の適正な運用、その在り方を検討<br>**【特定在留カードの原則取得のための更なる方策】**<br>○特定在留カードの原則取得のための検討、特定在留カードのオンライン取得のためのシステム改修、周知・広報 |
| 永住者の在り方検討 | **【永住許可の在り方の更なる検討】**<br>○R９年4月運用開始に向けた永住許可基準（独立生計要件・国益要件）の見直し<br>○日本語・生活学習プログラム(仮称)の受講を永住許可の条件とすることや、R９年4月の改正入管法施行状況を踏まえた取消事由の拡大の検討 |
| 帰化の厳格化 | **【帰化の厳格化の検討】** ○運用状況や永住許可の在り方との整合性の観点を踏まえつつ、申請者が将来にわたって安定した生活を営むことができることや、日本語・生活学習プログラム(仮称)を受講することなど、引き続き帰化の厳格化のための審査の在り方を検討 |
| 不法滞在者ゼロプラン等の強力な推進 | **【不法滞在者・不法就労対策の更なる推進（入国管理等の適正化）】**<br>○摘発の強化やサイバーパトロールの実現、入管法違反者に係る情報提供等の促進<br>○誤用・濫用的な難民認定申請に対する厳正な対応、審査の迅速化 ○厳格な査証審査のための情報連携強化 ○不法就労助長者の摘発強化<br>○不適正ヤード対策強化（不適正スクラップヤード（金属資源等の海外流出を含む）についても、規制強化・関係機関間の連携強化）<br>○不法就労助長者の摘発強化等の状況を踏まえつつ、不法就労助長罪と各業法の欠格事由の在り方を検討<br>○退去強制事由の拡大（対象犯罪の拡大）について、諸外国における犯罪行為に対する退去強制等の法的枠組について照会を実施・整理するとともに外部への調査研究を依頼すること等も検討<br>○R10年1月の不法残留者数を過去最低（H２以降）であったR４年７月の値（約58,000人）と比較して検証 |
| 外国人雇用状況届出の運用改善 | **【外国人雇用管理指針改正と手続改善による都道府県労働局の指導強化】**<br>○事業主が在留カード等読取アプリの使用を徹底するよう、外国人雇用管理指針を改正<br>○未届事業主に対する都道府県労働局の指導を更に迅速化するため、厚労省と入管庁の未届事案共有開始までの期間の短縮 |
| 秩序ある地域社会のための環境整備 | **【日本語・生活学習プログラム(仮称)の創設】**（R10年度から試行実施、在留審査の考慮要素とすること等を検討）<br>○有識者会議での議論を進め、入国前からのオンデマンド受講、受講履歴等の一元的把握が可能なシステムを開発（R９年度）<br>○日本語試験の受験機会の拡充 ○登録日本語教員等の活用（処遇改善、研修実施）<br>**【秩序ある地域社会を構築するための環境整備】** ○市民、自治体から国への相談等に対応する仕組みの検討 |
| 外国人の受入れの在り方検討 | **【外国人受入れの基本方針の取りまとめ】**<br>○有識者会議での議論を進め、将来推計等を行いつつ、中長期的かつ多角的観点から受入れに関する基本的な考え方を検討し、R8年度中に、在留管理の適正化、「日本語・生活学習プログラム(仮称)」の創設、人口戦略本部における総合的な戦略等を踏まえた基本方針を取りまとめ |

# 外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（R8.1.23決定） ～進捗等を踏まえた、今後の取組の方向性～

| | | 今後の主な取組の方向性 |
|---|---|---|
| 制度の適正化等 | 日本語教育等の充実 | **【外国人に対する日本語教育の推進】**<br>○標準化による地域日本語教育の質の確保に向けたガイドラインの作成<br>○日本語教育の空白地域を解消するための地域日本語教育の機会拡充に向けた体制整備<br>（コーディネーターの配置、日本語教室の設置運営、複数自治体の連携、オンラインの活用等）<br>**【日本語指導が必要な外国人児童生徒等への教育】**<br>○プレスクール・プレクラス（初期日本語指導等）等の指導体制や方法等に関する考え方を整理しモデルを構築、全国展開<br>○全国において一定水準以上の日本語指導が実施されるよう、日本語指導内容・方法に関するガイドラインを作成<br>○個別確認等による居住実態把握や関係部局間の連携強化により、就学状況が確認できていない子供の就学を促進 |
| | 民泊の適切な運営確保 | **【各種民泊の適切な運営確保】**<br>○仲介サイトからの無届民泊の確実な削除に向けた、仲介サイトと国データベースを照合するシステム改修等に着手（R8年度～）<br>○夜間でも不適切な事業者の処分事実を把握し、着実な処分を行うための苦情受付コールセンターを一部自治体と連携し検討・試行（R8年秋～）<br>○民泊事業者の在留資格の把握、処分歴の在留審査への反映など、入管庁との連携の方策を検討 |
| 国土の適切な利用・管理 | 土地所有の透明化等 | **【不動産取引におけるマネー・ローンダリング対策の強化】**<br>○疑わしい取引の届出に関する「チェックリスト」をＲ８年10月中に改訂し、暗号資産を用いた不動産取引を疑わしい取引として新たに提示する等、見直し・整理した考え方を宅建業者に周知徹底<br>**【法人の実質的支配者の把握強化に向けた検討の加速】**<br>○R10年夏頃に予定されているFATF第５次対日相互審査に向け、FATF基準を踏まえ、法人の実質的支配者情報の把握・登録等についての法制度を整備し、土地等の実質的所有者の把握にも活用できるよう検討<br>**【土地所有者等のストック情報の把握】**<br>○国外居住者や外国人等と思われる者による土地等の所有状況（ストック情報）を把握・公表（R8年夏）<br>○マイナンバーとの連携など、適正な課税の観点から土地所有者等をより正確・効率的に特定するための仕組みについて検討 |
| | 公開性確保 | **【不動産ベース・レジストリの着実な整備】** ○R11年度以降、国籍を含めた土地所有等情報の一元的なデータベースとして不動産ベース・レジストリが機能するよう、公的基礎情報データベース整備改善計画を改訂し、整備を推進 |
| | マンション取引実態把握 | **【マンションの取引実態の把握等】**<br>○マンションの取引実態調査を継続しつつ、今後把握可能となる国籍情報の蓄積や、投機的取引抑制のための不動産協会の取組結果を踏まえるとともに、諸外国の取組も参考に、マンションの取得規制等の適切な対応策を検討 |
| | 地下水採取実態把握 | **【地下水の適正な保全及び利用に向けたルール】**<br>○統一的な考え方による地下水採取の実態把握や地下水の適正な保全と利用に向けた実効性のある仕組みの構築を図るため、地下水の採取状況と採取による影響の把握、保全に向けた手法や情報提供の在り方について、有識者会議での議論を踏まえ、法制化を含め検討（Ｒ８年夏とりまとめ） |
| | 土地取得等ルール検討 | **【安全保障の観点からの土地取得等のルール】**<br>○ドローンを活用した新たな戦い方の出現などの我が国をめぐる安全保障環境を踏まえ、安全保障の観点からの土地取得等のルールの在り方について、有識者会議での議論を踏まえて検討（R8年夏とりまとめ）<br>**【国土の適切な利用に向けたルール】**<br>○不適切な土地利用に対し、事態が深刻化して手遅れになる前に歯止めをかけるため、土地利用に係る情報を広範かつ早期に把握し、効果的な対応を行うための方策について、有識者会議での議論を踏まえ、法制化を含め検討（R8年夏とりまとめ）<br>**【無主の「国境離島以外の離島」の国有財産化】**<br>○本土から距離の離れたエリアにある離島の実態把握を進め、無主であることが判明した場合は国有財産台帳へ登録（R8年度中に開始） |

# 今後の検討体制について




## 今後のスケジュール

R9. 3月中　　「外国人の受入れの基本的な在り方に関する基本方針」の策定
R10.4月以降　　日本語・生活学習プログラム（仮称）試行開始

# こども・子育て支援、少子化対策関係

# こども未来戦略（令和５年12月22日閣議決定）
# 「加速化プラン」施策のポイント

加速化プランの規模は、3.6兆円程度

## １．若い世代の所得向上に向けた取組等

- ✓ 賃上げ（「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の２つの好循環）
- ✓ 三位一体の労働市場改革（リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化）
- ✓ 非正規雇用労働者の雇用の安定と質の向上（同一労働同一賃金の徹底、希望する非正規雇用労働者の正規化）

### 児童手当の拡充

拡充後の初回の支給は2024年12月（2024年10月分から拡充）

- ✓ 所得制限を撤廃
- ✓ 高校生年代まで延長
  すべてのこどもの育ちを支える
  基礎的な経済支援としての位置づけを明確化
- ✓ 第３子以降は３万円

| 支給金額 | ３歳未満 | ３歳～高校生年代 |
|---|---|---|
| 第１子・第２子 | 月額１万５千円 | 月額１万円 |
| 第３子以降 | 月額３万円 | 月額３万円 |

＊ 多子加算のカウント方法を見直し

→ ３人の子がいる家庭では、総額で最大400万円増の1100万円

### 妊娠初期からの支援強化

2025年度から制度化

- ✓ 妊婦のための支援給付
  ①妊娠初期（5万円）
  ②妊娠後期以降（5万円×妊娠しているこどもの数）
  の経済的支援
- ✓ 妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）
  様々な不安・悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる

→ 妊娠時から出産・子育てまで一貫支援

### 出産等の経済的負担の軽減

2023年度から実施中

STEP 1 出産育児一時金の引上げ
42万円 → 50万円に大幅引上げ
「費用の見える化」・「環境整備」
STEP 2 出産の新たな給付体系の導入
2028年6月までに実施

### 子育て世帯への住宅支援

- ✓ 公営住宅等への優先入居等
  今後10年間で計３０万戸
  実施中
- ✓ フラット35の金利引下げ
  こどもの人数等に応じて最大１％（５年間）の引下げ
  ※住宅の省エネ性能が高い場合等は、６年目以降も金利引下げの対象となる場合あり
  2024年2月から実施

### 高等教育（大学等）

大学等の高等教育費の負担軽減を拡充

- ✓給付型奨学金等を世帯年収約600万円までの多子世帯、理工農系に拡充 2024年度から実施
- ✓多子世帯の学生等については授業料等を無償化 2025年度から実施
- ✓貸与型奨学金の月々の返還額を減額できる制度の収入要件等を緩和 2024年度から実施
- ✓修士段階の授業料後払い制度の導入 2024年度から実施

## ２．全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

### 切れ目なくすべての子育て世帯を支援

- ✓ 「こども誰でも通園制度」を創設
  - 月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組み
    ※2024年度から本格実施を見据えた試行的事業を実施（2023年度からの実施も可能）
    ※2025年度から制度化・2026年度から給付化し全国の自治体で実施
- ✓ 保育所：量の拡大から質の向上へ 4・5歳児は2024年度から実施 1歳児は2025年度に加算を創設
  - 76年ぶりの配置改善：（４・５歳児）30対１→25対１（１歳児）６対１→５対１
  - 民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善 2023年度から実施
  - 「小１の壁」打破に向けた放課後児童クラブの質・量の拡充 2024年度から常勤職員配置の改善を実施
- ✓ 多様な支援ニーズへの対応
  - 貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児等への支援強化 2023年度から順次実施
  - 児童扶養手当の拡充 拡充後の初回の支給は2025年1月（2024年11月分から拡充）
  - 補装具費支援の所得制限の撤廃 2024年度から実施

## ３．共働き・共育ての推進

### 育休を取りやすい職場に

男性の育休取得率目標 85%へ大幅引上げ（2030年）
※ 2025年度：５０．９%
2022年度：１７．１３%

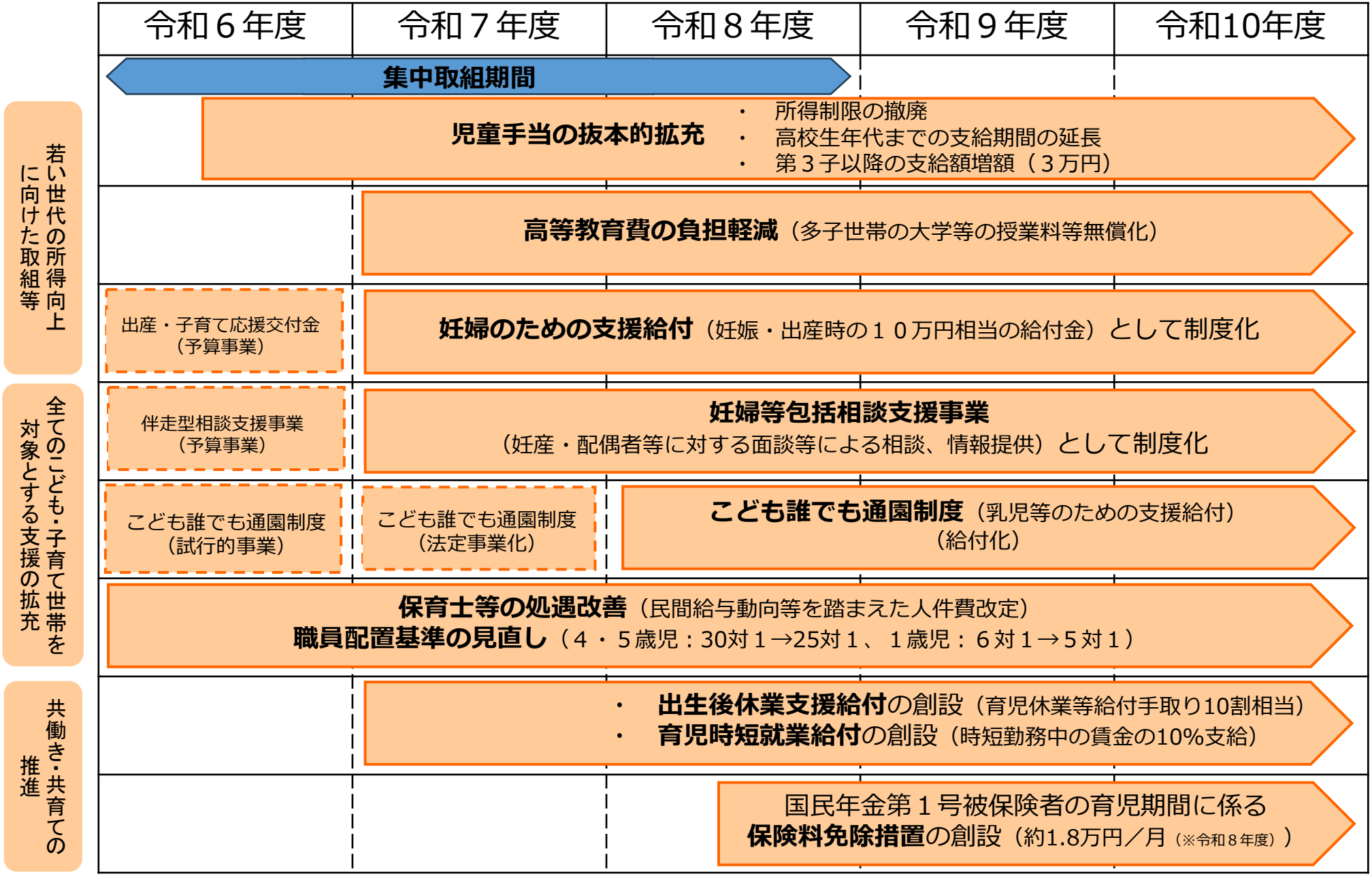
→ 男性育休を当たり前に

- ✓ 育児休業取得率の開示制度の拡充 2025年度から実施
- ✓ 中小企業に対する助成措置を大幅に強化
  - 業務を代替する周囲の社員への応援手当支給の助成拡充 2024年１月から実施
  - ✓ 出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進するため給付率を手取り10割相当に 2025年度から実施

### 育児期を通じた柔軟な働き方の推進・多様な働き方と子育ての両立支援

- ✓ 子が３歳以降小学校就学前までの柔軟な働き方を実現するための措置 2025年10月から実施
  - 事業主が、テレワーク、時短勤務等の中から２以上措置
- ✓ 時短勤務時の新たな給付 2025年度から実施 → 利用しやすい柔軟な制度へ
- ✓ 国民年金第１号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置 2026年10月から実施

# 加速化プランの実施に向けた主な施策スケジュール




※「所定労働時間10時間以上20時間未満の労働者に対する雇用保険の適用拡大」は令和10年10月施行。

こどもまんなか
こども家庭庁

# 地域少子化対策重点推進交付金（令和８年度）

結婚支援

## 地域少子化対策重点推進事業（補助率： 3/4、2/3、1/2 ）※財政力指数に応じて補助率の変更あり

自治体が行う以下の事業を支援

### ライフデザイン・結婚支援 重点推進事業

**補助率3/4**

・自治体間連携を伴う取組
・若い世代の描くライフデザイン支援
・地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実

**補助率2/3**

・上記以外の事業





### 結婚支援 コンシェルジュ事業

**補助率3/4**

都道府県に、結婚支援の専門的な知見を持つ者をコンシェルジュとして配置し、自治体の結婚支援を技術面・情報面から支援するとともに、国・自治体・地域の連携を強化



### 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成事業

**補助率2/3**

・自治体間連携を伴う取組
・地域全体で結婚・子育て、子育てと仕事の両立や多様な働き方を応援する気運醸成
・育児休業取得と家事・育児分担の促進

令和７年度の重点メニュー「地域全体で結婚・子育てを応援する気運醸成」と「子育てと仕事の両立と多様な働き方の促進」を統合

**補助率1/2**

・上記以外の事業



## 結婚・妊娠・共育ての相談機会提供・支援プログラム （補助率：2/3、1/2 ）

**ライフデザイン支援講座やプレコンセプションケアに関する講座等を受講した新婚世帯を対象に、自治体が、家賃、引越費用等を補助する取組を支援**

【対象世帯】 夫婦ともに39歳以下かつ世帯所得500万円未満
【対象費用】 婚姻に伴う住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用
【補助上限】 夫婦ともに29歳以下：60万円　夫婦ともに39歳以下(左記を除く)：30万円

○ **都道府県主導型市町村連携コース（補助率：2/3）**※左記以外は一般コース（補助率：1/2 ）
都道府県が主導し、管内市町村における取組の面的拡大を図りつつ、地域における切れ目ない結婚・子育て支援体制の構築を促進




※令和９年度においては、行政事業レビューにおける自己点検も踏まえ、自治体の財政力指数を踏まえた地域における優先度が高い取組を重点的に支援する地域こども政策推進事業（こども政策推進事業費補助金）へ統合し、結婚支援も含めた少子化対策に関する支援を強化

# 「こどもとともに成長する企業構想」の推進　～「こどもまんなか」を企業の経営アジェンダに～

- ✓ 「こどもまんなか社会」の実現には、**民間企業による従業員や顧客、地域住民等に対するこども・若者・子育て支援が必要不可欠**
- ✓ こうした取組は、社会的価値の向上のみならず、**成長、人材確保、市場評価といった企業価値の向上**にもつながる

**企業の「こども・子育て支援」と「成長力強化」の好循環の創出により、社会全体でこどもを育てる機運が醸成され**こどもまんなか社会が実現

**こどもまんなか社会**
**（社会的価値の向上）**
- 安全で質の高い成育環境の提供
- 困難な状況にあるこども・若者のサポート
- 子育ての負担軽減、環境改善　等

**企業による**
**こども・若者・**
**子育て支援**

**企業経営**
**（企業価値の向上）**
- 人材確保・採用力向上、離職率低下
- 子育て中の社員等の生産性向上
- 顧客満足度、市場・投資家評価の向上　等

◎企業による取組に対する環境の整備やインセンティブ提供を講じることで、**企業の取組を拡大・強化**

# 若者政策の推進

こども家庭庁

## 若者を取り巻く現状、従来型の政策アプローチの課題

- 若者は進学・就職・自立など変化の大きい移行期にあり、所属の多様化等でニーズや課題等の実態が把握が容易ではない。
- 一方、従来の若者政策は、行政窓口等への相談を起点としたニーズ把握に基づいており、支援範囲が限定的。
- こうした中、若者の行政サービスの認知度や利用率は他世代より低調であり、行政との接点（タッチポイント）が脆弱な状況。また、教育、福祉、就労、保健・医療等の分野ごとの縦割りや年齢による制度上の切れ目により、若者の課題やニーズに対し、体系的な把握・対応ができていない。

## 令和8年度 「若者政策の基本設計」の構築

- 今後は、若者を単に「困難を抱えたときに支援する対象」として捉えるのではなく、成長、自立、社会参画に至る多様な過程にある「重要な主体」として位置付けた上で、若者一人ひとりの多様な実態やニーズを踏まえつつ、官民の多様な主体が連携し、分野横断的に社会全体で支えていく新たな政策アプローチの基本的方向性を「若者政策の基本設計」（※）として構築する（令和８年度末）。

（※）若者10万人の総合調査等を踏まえて若者が現在置かれている状況を分析しつつ、若者の声を聴くための若者協議会、多様な分野の専門家から構成される有識者検討会を並行して開催し、若者の多様な意見や視点を反映させる予定。

→ **今後、国や自治体、関係機関が若者政策を企画立案・見直しする際に参照・活用することを想定**

**✓ 若者を中心に、日常のあらゆる場面に支援機能が自然に存在し、行政・民間企業・若者支援団体・地域・学校等が一つの仕組みとして機能する社会の構築を目指す。**

# AI・デジタル改革関係

令和８年10月22日(木)
第１回AI・デジタル改革推進会議　資料４　【抜粋】

# 「AI・デジタル改革推進会議」の論点と検討の方向性【概要】

- 我が国は**人口減少による構造的な供給力不足に直面**し、**従来の供給構造を続ければ、社会経済の維持が困難に**なるおそれ。
- その中で、**AI・デジタル改革**は、業務の効率化や個別の規制改革にとどまらず、**日本社会の供給構造そのものを作り変えるもの**であり、**「成長投資」として国際競争力を高める**とともに、**様々なリスクや社会課題に対し、官民が手を携え先手を打って行う戦略的な投資としての「危機管理投資」**でもある。
- **AX社会の実現**に向けて、デジタル行財政改革会議を**「AI・デジタル改革推進会議」に発展的改組**。AI本部、AX実装大臣、規制改革本部と密接に連携し、**AX・DX実行の司令塔**として、**信頼できるAIで社会全体を駆動するAXの具体像**を示し、AXに対応した構造改革を進めるための**「AI・デジタル改革原則」に基づいた規制・制度改革**を断行し、アクションプランを定め、**AX社会実装を加速**。
- さらに、フロンティアAIの急速な進展や、AIエージェントの普及、AI覇権競争の激化など、AIを巡る環境は日々変化。社会実装を進める大前提として、**AI技術の急速な進展に伴うリスクに正面から向き合い、適切に制御することでAIによるリスクを最小化**。

## 論点１．信頼できるAIで社会全体を駆動するAXの具体像

- **2030年時点での行政、産業、暮らし、危機管理の姿**
- **「信頼できるAI」の担保**
- **AIと産業や行政等との融合のあり方**
- **社会全体を駆動するための共通基盤**
- **人とAIの協働のあり方**
- **AXの進展に対する評価のあり方**

## 論点２．「AI・デジタル改革原則」に基づく規制・制度の整備

- **AI・デジタル改革原則の策定**
- **AXに対応した規制・制度改革の具体化**
  - 人によることを前提とした規制（士業等国家資格等）の横断的整理
  - AIを用いた行為の責任分界・被害救済、代理行為等に関する整理　等

## 論点３．　AX社会実装の加速

- **医療・介護・建設・運輸等におけるAX社会実装加速のアクションプラン**
- **バーティカルAI／AI・ロボティクス戦略のロードマップ**
- **公共領域・準公共領域のAXの方向性と重点的な取組**
  - 「源内」大規模実証　・自治体AX　・自動運転社会実装加速　等

## 論点４．　AIガバナンスの更なる強化

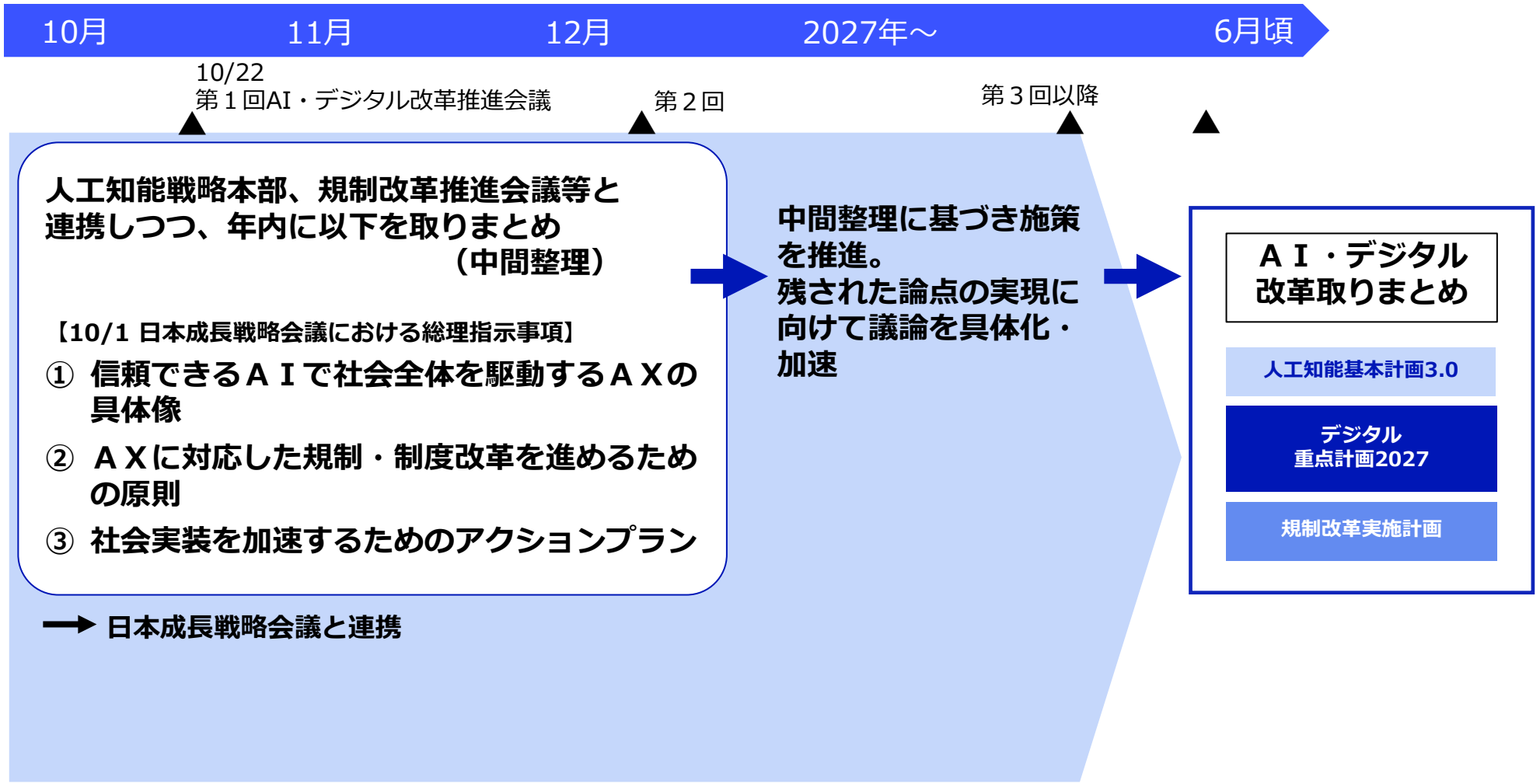
- 「**責任あるアジャイル・ガバナンス**」の下、機動的に対応
- **AIがもたらし得る悪用、予期しない挙動、社会的なリスク**を踏まえ、AIエージェントのシステム全体での安全性を確保していく観点から、①ハーネス、②ID認証、③ガードレール、④権限管理、⑤評価、⑥監査ログなど、適切な**対策の考え方を整理し、信頼できるAI実装を推進**
- **現行のAI法を含むAI開発・活用関連制度の見直し・強化**に着手

## 論点５．AX社会実現に向けた横断的課題への対応

- **データ、システム、自治体のAI-Ready化**
- **AI・デジタル人材の確保・育成**

# AI・デジタル改革の当面のスケジュール（想定）

令和８年10月22日(木)
第１回AI・デジタル改革推進会議　資料４　【抜粋】



## 【参考】令和８年10月22日 第１回AI・デジタル改革推進会議　木原内閣官房長官締めくくり発言（抜粋）

本日の議論を踏まえ、**①ＡＸの具体像、②ＡＩ・デジタル改革原則、③ＡＸ社会実装の加速**化、この３点を、特に優先的に進めるべき事項として、**年末までに「中間整理」**のかたちで取りまとめることとしたいと思います。

また、「ＡＩガバナンスの強化」など、**残された論点についても、年明け以降速やかに具体化し、関連する計画等の改定につなげていきたい**と思います。

そのため、関係大臣には、以下の点をお願いします。

まず、**ＡＸの具体像**について。古川大臣は、２０３０年時点のＡＸが実現された行政、産業、暮らしの姿などの具体像を年末までに明確化するとともに、「信頼できるＡＩ」の確立に向けたＡＩ法を含む関連法制度の見直しや、ＡＩＳＩ（ＡＩセーフティ・インスティテュート）の更なる機能強化を進めてください。

次に、**規制・制度改革**について、でありますが、古川大臣は、「ＡＸに対応した構造改革を進めるための原則」、これを年末までに策定してください。

古川大臣と中司大臣におかれては、関係大臣とも連携し、ＡＩと「人」のベストミックスの実現に向けた規制・制度の整備を、府省庁の垣根を越えて速やかに進めてください。

また、各府省庁による「アナログ規制の見直し」の再点検も含め、法制度検証・改革担当の観点から、山下大臣と連携して進めてください。

**ＡＸの社会実装**について。赤澤大臣は、年末までに、ＡＸ実装を加速する、即効性のあるアクションプランを取りまとめ、速やかに、人手不足問題の緩和と成長戦略の実現を図ってください。

その際、古川大臣と連携して、フィジカルＡＩ・ＡＩロボットなどの日本の強みを確固たるものとする具体策の検討を進めてください。

また、古川大臣は、関係大臣と連携し、自動運転を始めとする公共や準公共分野のＡＸの方策を、順次具体化してください。

以上を中心として、関係大臣は、**年末の「中間整理」に向けて、効果的なＡＸ・ＤＸの推進方策の検討加速**をお願いいたします。私からは以上になります。

【参考】

令和８年10月26日(月)　第７回人工知能戦略専門調査会　資料１　【抜粋】

# 2030年時点での行政、産業、暮らし、危機管理の姿

- AIの活用を前提に業務・組織やサービスの提供方法を変革するAXにより、現場の負担軽減と生産性向上が進み、人が判断や対人対応、創造的な活動に注力できるようになる。
- 2030年に向けて、限られた人員でも事業や公共サービスを持続・発展でき、一人ひとりの状況に応じた支援が届くなど、行政・産業・暮らし・危機管理の各場面で変化が期待される。

| 領域 | 2030年に目指す姿(例) | 国民・現場から見た変化（例） |
|---|---|---|
| 行政 | AIが定型業務を担い、職員が判断や住民対応に注力し、申請しなくても必要な支援が届く、質の高い行政 | 書類確認や情報収集・転記に多くの時間を費やす。<br>⇩<br>AIが定型業務を自動処理し、窓口から内部事務までの流れを再構築する。手続が迅速に進み、職員は複雑な相談や政策判断に注力できる。行政データの連携とAIの活用により、支援を必要とする人を把握し、本人が制度を調べて申請しなくても、一人ひとりの状況に応じた支援が届くようにする。 |
| 産業<br>〈製造の例〉 | 現場の知恵をAIで生かし、少人数でも高品質なものづくりで成長できる産業 | 熟練者や個々の企業・工場に知識・データが閉じている。<br>⇩<br>現場の知見と設計・製造・品質等のデータを企業や工程を越えてつなぎ、AIによる品質管理や生産工程の最適化に生かす。AI・ロボットによる作業の自動化や工場の自律制御を進め、生産性と品質を高め、ものづくりの競争力を強化する。 |
| 暮らし<br>〈医療の例〉 | AIを軸とした業務・経営改革により、医療従事者が本来の業務に集中でき、誰もが質の高い医療サービスに公平にアクセスできる社会 | 医療従事者が記録作成等の業務に追われるとともに、医療情報が施設・システム間で分断され、業務負担が大きい。<br>⇩<br>AIによる看護記録や診療情報提供書等の文書作成支援、診療支援等を通じて、医療従事者の業務負担を軽減。医師・看護師等が本来の業務に集中でき、患者が安心・安全で質の高い医療サービスを受けられる。 |
| 危機管理<br>〈防災の例〉 | AIが被害状況や支援ニーズ等を分析し、被災者に寄り添ったモレ・ムラのない支援が届く社会 | 情報が分散し、対応が職員の経験に依存する。<br>⇩<br>AIが被害状況・交通情報等を分析して現場の意思決定等を支援し、より適切な災害対応につなげ。住民には状況に合った情報が届き、初動から復旧・復興まで一人ひとりの状況に応じた必要な支援が届けられる。 |

# 社会保障・労働関係

# 人口総合戦略の策定に関連する厚生労働省の取組

## 共働き・共育ての推進

**こども未来戦略「加速化プラン」等に基づき育休取得促進等の共働き・共育ての推進を図る。**

○育児休業を取りやすい職場にし、男性育休を当たり前にする取組【男性の育休取得率目標：85%（2030年）】

・育児休業取得率開示制度の対象事業主の拡大　・中小企業に対する助成措置の拡充

・男女の育休取得を促進するため、出生直後の一定期間に両親ともに育児休業を取得した場合の育児休業等給付の給付率を手取り10割相当に

○育児期を通じた柔軟な働き方の推進・多様な働き方と子育ての両立支援

・３歳以上小学校就学前の子を養育する労働者が柔軟な働き方を実現するための措置を選択して利用できるようにすることを事業主に義務づけ。

・時短勤務時の給付制度の創設　・国民年金第１号被保険者の育児期間に係る保険料免除

○「共育（トモイク）プロジェクト」の推進による一層の普及啓発

## 労働市場改革

**日本成長戦略会議労働市場改革分科会とりまとめ（令和8年6月）を踏まえ、労働生産性の向上に向けた取組と多様な人材の労働参加の促進に向けた改革を進める。**

○処遇向上に向けたリ・スキリング支援と生産性の向上
・１７の戦略分野の所管省庁等と連携したリ・スキリングの推進　・社会インフラ関連分野の生産性の向上、担い手の確保

○労働者の希望に応じた円滑な労働移動の促進

○多様な人材の労働参加促進
・女性、高齢者、障害者等が働きやすい環境を整備し、多様な人材の活躍の推進

○中小企業をはじめとした、企業の人材マネジメントへの支援

## 社会保障の担い手確保

**地域に不可欠な質の高い医療・介護・福祉サービスが限られた人員・人材で持続的に提供されるよう、実効的な担い手確保を図る。**

○医療分野：2040年に向けた地域医療構想による医療機関の役割分担明確化及び連携･再編･集約化、地域間・診療科間の医師偏在是正、担い手の確保（業務改革、処遇改善、人材養成）、持続可能な小児・周産期医療体制の構築

○介護・障害福祉分野：介護・福祉人材の安定的な確保（他職種と遜色のない処遇改善、生産性の向上、経営の安定を含む）・養成、中山間・人口減少地域におけるサービスの維持・確保のため柔軟な対応

# こども未来戦略 「加速化プラン」施策のポイント

## 1．若い世代の所得向上に向けた取組

- ✓ **賃上げ**（「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の２つの好循環）
- ✓ **三位一体の労働市場改革**（リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化）
- ✓ **非正規雇用労働者の雇用の安定と質の向上**（同一労働同一賃金の徹底、希望する非正規雇用労働者の正規化）

### 児童手当の拡充

拡充後の初回の支給は2024年12月（2024年10月分から拡充）

- ✓ 所得制限を撤廃
- ✓ 高校生年代まで延長
  すべてのこどもの育ちを支える
  **基礎的な経済支援**としての位置づけを明確化
- ✓ 第３子以降は３万円

| 支給金額 | ３歳未満 | ３歳～高校生年代 |
|---|---|---|
| 第１子・第２子 | 月額１万５千円 | 月額１万円 |
| 第３子以降 | 月額３万円 | 月額１万円 |

＊ 多子加算のカウント方法を見直し

→ ３人の子がいる家庭では、総額で最大400万円増の1100万円

### 妊娠初期からの支援強化

2025年度から制度化

- ✓ 妊婦のための支援給付
  ①妊娠初期（５万円）
  ②妊娠後期以降（５万円×妊娠しているこどもの数）
  の経済的支援
- ✓ 妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）
  様々な不安・悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる

→妊娠時から出産・子育てまで一貫支援

### 出産等の経済的負担の軽減

2023年度から実施中

STEP 1 出産育児一時金の引き上げ
42万円 → 50万円に大幅引き上げ
「費用の見える化」・「環境整備」
STEP 2 出産の新たな給付体系の導入
2028年6月までに実施

### 子育て世帯への住宅支援

- ✓ 公営住宅等への優先入居等
  今後10年間で計３０万戸 実施中
- ✓ フラット35の金利引下げ
  こどもの人数等に応じて最大１％（５年間）の引下げ
  ※住宅の省エネ性能が高い場合等は、６年目以降も金利引下げの対象となる場合あり
  2024年2月から実施

### 高等教育（大学等）

**大学等の高等教育費の負担軽減を拡充**

- ✓給付型奨学金等を世帯年収約600万円までの多子世帯、理工農系に拡充 2024年度から実施
- ✓**多子世帯**の学生等については授業料等を無償化 2025年度から実施
- ✓貸与型奨学金の月々の返還額を減額できる制度の収入要件等を緩和 2024年度から実施
- ✓修士段階の授業料後払い制度の導入 2024年度から実施

## 2．全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

### 切れ目なくすべての子育て世帯を支援

- ✓ 「こども誰でも通園制度」を創設
  - 月一定時間までの利用可能枠の中で、**時間単位等で柔軟に通園が可能**な仕組み
    ※2024年度から本格実施を見据えた試行的事業を実施（2023年度からの実施も可能）
    ※2025年度から制度化・2026年度から給付化し全国の自治体で実施
- ✓ 保育所：量の拡大から質の向上へ 4・5歳児は2024年度から実施 1歳児は2025年度に加算を創設
  - **76年ぶりの配置改善**：（４・５歳児）30対１→25対１（１歳児）６対１→５対１
  - 民間給与動向等を踏まえた**保育士等の更なる処遇改善** 2023年度から実施
  - **「小１の壁」打破**に向けた放課後児童クラブの質・量の拡充 2024年度から常勤職員配置の改善を実施
- ✓ 多様な支援ニーズへの対応
  - **貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児**等への支援強化 2023年度から順次実施
  - **児童扶養手当**の拡充 拡充後の初回の支給は2025年1月（2024年11月分から拡充）
  - **補装具費**支援の所得制限の撤廃 2024年度から実施

## 3．共働き・共育ての推進

### 育休を取りやすい職場に

男性の育休取得率目標 85%へ大幅引き上げ（2030年）
※ 2025年度：５０．９%
2022年度：１７．１３%

→ 男性育休を当たり前に

- ✓ 育児休業取得率の開示制度の拡充 2025年度から実施
- ✓ 中小企業に対する助成措置を大幅に強化
  - 業務を代替する周囲の社員への**応援手当**支給の助成拡充 2024年１月から実施
- ✓ 出生後の一定期間に**男女で育休を取得**することを促進するため**給付率を手取り10割相当に** 2025年度から実施

### 育児期を通じた柔軟な働き方の推進・多様な働き方と子育ての両立支援

- ✓ 子が３歳以降小学校就学前までの柔軟な働き方を実現するための措置 2025年10月から実施
  - 事業主が、テレワーク、時短勤務等の中から２以上措置
- ✓ 時短勤務時の新たな給付 2025年度から実施 → 利用しやすい柔軟な制度へ
- ✓ 国民年金第１号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置 2026年10月から実施

# 日本成長戦略会議労働市場改革分科会とりまとめ（令和8年6月2日）概要①

## 我が国の労働市場の現状と課題

2040 年までの人口推計を見ると、今後、生産年齢人口は急減し、労働力供給制約はよりその厳しさを増していくことが見込まれており、持続的な経済成長を実現するためには、労働供給力強化が必要。

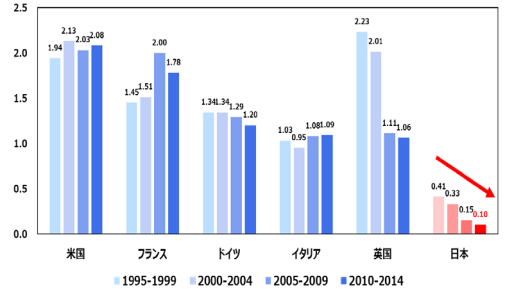
そのためには、**17 の戦略分野等の成長分野における人的資本投資の促進**や**成長分野への円滑な労働移動**といった労働生産性の向上に向けた取組を進めていくとともに、**女性や高齢者をはじめとした、多様な人材の労働参加の促進**に向けた改革を進めていく必要。

### 1.処遇向上に向けたリ・スキリング支援や労働生産性の向上

実質労働生産性の上昇率は、1990 年代以降徐々に低下し、2000 年代以降は１%前後にとどまる。2011～2019 年における名目労働生産性の上昇率を要因分解すると、主要先進国と比較して人的資本投資を含めた無形資産投資の寄与が弱く、労働生産性の向上に向けては、人的資本投資の推進が重要。

また、労働力供給制約下においても、将来にわたって必要な社会サービスを確保するために、社会を支える社会インフラ関連職の労働生産性の向上等に取り組むことが重要。

企業の人材投資（OJT以外）の国際比較（対GDP比）



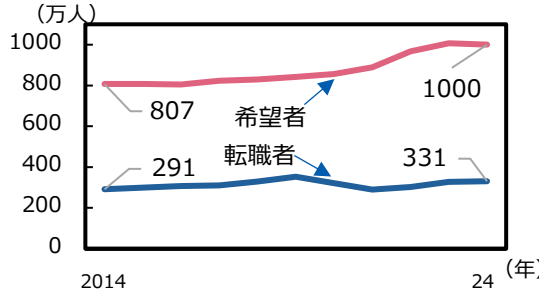

（出所）「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～」（令和４年６月７日閣議決定）
（注）内閣府「国民経済計算」、JIPデータベース等を利用し、学習院大学経済学部宮川努教授が推計を行ったもの（平成30年版労働経済白書にも掲載）

### 2.労働者の希望に応じた円滑な労働移動の促進

労働者が転職を希望しながら転職活動をしていない理由として、「転職しても自分の希望条件は満たされそうにない」といった理由のほか、「自分にあった仕事がわからない」、「仕事の探し方がわからない」といった理由が挙げられている。

労働力がより希少になる中で、我が国の経済全体の効率性を高めていくとともに、必要なサービス提供を維持するためには、労働者の希望に応じて、成長分野や社会を支えるインフラ関連分野への労働移動を進め、希少な労働力がより効率的に活用される労働市場の整備が必要。

転職希望者数・転職者数

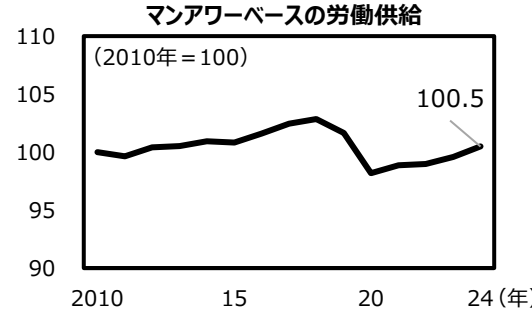



（出所）「転職希望者数・転職者数」は、総務省「労働力調査」を基に厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成。

### 3.多様な人材の労働参加の促進

生産年齢人口の減少に伴う労働力供給制約が進む中、長時間労働が可能な一部の者に依存する働き方では、持続的な成長は見込めない。女性や高齢者、障害者、さらには自身の創造的な能力を発揮したい者など、多様な事情や希望を持つ誰もが働きやすい労働環境を整備し、心身の健康維持と従業者の選択を前提に、柔軟で多様な働き方の実現が不可欠。

マンアワーベースの労働供給




（出所）総務省「労働力調査（基本集計）」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」を基に厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成。

# 日本成長戦略会議労働市場改革分科会とりまとめ（令和8年6月2日）概要②

## 1.処遇向上に向けたリ・スキリング支援や労働生産性の向上

**戦略的なリ・スキリングの推進等**

・戦略分野等の業所管省庁と連携し、スキルの可視化からプログラム開発・提供までを一気通貫で支援、効果検証による好循環を実現。人材開発支援助成金による支援の在り方や業所管大臣がプログラム認定制度を創設した場合、精査の上、専門実践・特定一般教育訓練給付金の対象とすることを検討。

・中央・地域職業能力開発促進協議会において、産業界等と連携して必要とされる人材ニーズ等を踏まえた職業訓練機会の創出等を推進。ミドルシニア層を含めた実践的な職業訓練機会の確保を推進。

・生産性向上人材育成支援センター等における個別企業への伴走支援や経営者等に対する支援の強化。

・雇用保険を受給できない非正規雇用労働者等の職業訓練の受講に向けた支援の在り方の検討

**社会インフラ関連分野の生産性の向上、担い手の確保**

・医療・介護・障害福祉等の地域の社会インフラを支える分野の人材育成等を通じた生産性の向上やハローワークにおける社会インフラ関連分野のマッチング支援の強化等による必要な担い手の確保

・手数料率等を確認できる人材サービス総合サイトの活用促進、適正紹介事業者の利用促進による民間職業紹介の「見える化」

## 2.労働者の希望に応じた円滑な労働移動の促進

・労働移動を希望する労働者のニーズを踏まえ、失業中の生活保障等の役割を維持した上で、労働力がより希少になる中での雇用保険制度における対応の在り方を検討

・スキルの情報、教育訓練プログラムと職業に関する情報等のデータ連携の強化

・労働に関する情報を一元的に提供する総合的データプラットフォーム「みんなの労働ナビ」の利便性の向上のため、各種支援制度の申請画面への遷移やAI機能の装備を検討

・AI等の活用等による、雇用関係助成金の申請時等の負担軽減のためのDX化や、ハローワークのマッチング機能の強化

## 4.中小企業をはじめとした、企業の人材マネジメントへの支援

働き方改革推進支援センターを中心として、よろず支援拠点等との相互連携を強化することによる、労務相談のみならず経営課題の相談にも対応できる新たなネットワークの構築

## 3.多様な人材の労働参加の促進

**柔軟で多様な働き方の実現に向けた労働時間法制等**

・労働時間法制等に係る政策対応については、夏以降の労働政策審議会において議論。

- 裁量労働制について、現場の実態や労使双方の立場を十分に踏まえて、健康確保、長時間労働防止、適切な処遇確保などの濫用防止措置を前提に、その対象の在り方について、見直しの検討を行う。
- 変形労働時間制について、他律的な要因に十分対応できていない現場の実態や、労働者の生活時間や予見可能性の確保にも留意しつつ検討を進める。
- その他、連続勤務規制や勤務間インターバル制度の法的位置付け、副業・兼業に当たっての健康確保などについて、現場の実態や労使双方の立場を十分に踏まえて、検討を進める。

・36 協定の締結等に係る相談支援を充実する。労働基準監督署で労働時間や労働者の健康確保措置に関する労使の合意に則った指導が行われるよう見直す。

**更なる労働参加の促進やスキルと能力を十分に発揮できる環境の整備**

・女性活躍に向けた企業向けアウトリーチ・伴走型支援を行う。「共育（トモイク）プロジェクト」等により、仕事と育児・介護との両立や共働き・共育てを推進する。

・高齢期の多様なニーズや健康状態に応じた就業機会の提供のための職務の切り出し支援に取り組む。

・非正規雇用労働者の処遇改善に向けた改正「同一労働同一賃金ガイドライン」の周知を徹底する。

・障害者雇用の「質」の向上に向けた取組促進や難病患者の就労促進など雇用率制度の在り方についての検討を行う。等

# 2040年に向けた社会保障の担い手確保

2040 年に向けて、高齢化の進展や生産年齢人口の減少が見込まれる中、**地域に不可欠な質の高い医療・介護・福祉サービスが限られた人員・人材で持続的に提供されるよう、医療・介護・福祉等の地域ニーズの実態に応じた実効的な担い手確保を図る。**

- 医療分野：2040年に向けた地域医療構想による医療機関の役割分担明確化及び連携･再編･集約化、地域間・診療科間の医師偏在是正、担い手の確保（業務改革、処遇改善、人材養成）、持続可能な小児・周産期医療体制の構築
- 介護・障害福祉分野：介護・福祉人材の安定的な確保（他職種と遜色ない賃上げ、生産性の向上、経営の安定を含む）・養成、中山間・人口減少地域におけるサービスの維持・確保のため柔軟な対応

## 当面の対応

◆ **介護、障害福祉分野については**、令和７年度補正予算、令和８年度報酬改定（期中改定）による措置に引き続き、**次期改定においては、現場で働く幅広い職種の方々の賃上げや経営の安定、離職防止、人材確保に確実につながるよう、現場の生産性向上を促進しつつ、**介護・障害福祉サービス等事業者の経営状況等を把握した上で、**物価や賃金の上昇等を適切に反映するための対応を実施する。**

◆ **医療分野については、**物価上昇や賃上げに対応すべく、令和７年度補正予算、令和８年度診療報酬改定において措置。その上で、**実際の経済・物価の動向が令和８年度診療報酬改定時の見通しから大きく変動し、医療機関等の経営状況に支障が生じた場合**には、令和８年度改定における措置について、**令和９年度予算編成において加減算を含め更なる必要な調整を行う。**

## 2040年を見据えた投資戦略

◆ **2040年に向けて18歳人口が３割以上減少する中にあっても、**医療・介護・福祉分野の担い手を確保し、地域の実情に応じつつ、限られた人員・人材で質の高いサービスを提供し続けるため、各分野縦割りの量的な「マンパワー」の確保・養成を脱し、現場における生産性向上の取組加速や職員配置基準の柔軟化を進めつつ、**デジタル・AI時代の変化に対応した人材の確保・養成を進めるとともに、将来需要を踏まえ、施設の建替え・改修を含め地域に不可欠な施設・設備を計画的に整備する。**

【現状･課題】

- 人口減少等により、医療や介護、福祉、子育て支援を担う人材が不足し、サービスの維持が困難になるおそれ
- 現場の生産性向上の取組は道半ば
- これまでの人材確保は、各分野縦割りで量的な「マンパワー」の確保･養成に終始し、デジタル･AI時代の変化に対応できていない
- 高度経済成長時代に建設した施設は老朽化し、DX化にも対応できていない
- 急速に変化する需要と、システムや施設･設備などの「インフラ」との間で、配置･機能･規模の面でミスマッチが起きている

【目指すべき姿】

1 医療･介護･福祉の実効的な担い手確保

- 業務改革（AI活用も含めた省力化、効率的な業務分担等）と継続的な処遇改善の実施
- 産学官金で人材の確保･養成について協議するプラットフォームを構築し、計画的に取組を実施
- 養成課程におけるテクノロジー導入（遠隔授業、養成施設における介護テクノロジーを活用した授業等）、デジタル･AI等のリカレント教育の推進、修学支援の推進、養成体制の見直し（再編･統合、カリキュラム見直し）

2 「次世代型インフラ」の構築

- ICT技術、AIやロボットの活用による生産性向上、データの共有･利活用とサイバーセキュリティ対策等を推進
- 将来需要に合わせて配置･機能･規模を見直しつつ、地域での暮らしに不可欠なインフラ整備を推進

2040年に向け、こども家庭庁･文部科学省とともに、2027年度から集中的に取り組む。

# 持続可能な地域社会の構築関係
# （地域未来戦略、その他の取組）

# 地域未来戦略の全体構成（計画期間は2030年度まで）

※「地方創生に関する総合戦略」（令和７年12月23日閣議決定）を変更。

令和８年７月21日
閣議決定

**目標及び基本的方向**

・**47都道府県のどこに住んでいても**、**安全に生活**することができ、**必要な医療・福祉**や**質の高い教育**を受けることができ、**働く場所がある社会を実現**する。そのためには、**強い地域経済の構築が不可欠**。

・**地方に大規模な投資を呼び込み**、**各地に産業クラスターを戦略的に形成**していくとともに、地域資源を最大限に活用し、**地場産業を含む地域の産業**、**地域経済の持続的な成長**を図っていく。

・これを通じて、**新たな人材や企業の集約**が進み、**新たに働く場所が創られ**、**良質な雇用が創出**され、所得の増加が消費マインドの改善をもたらし、それが更なる投資や経済発展につながる。また、豊かな生活環境や、若者や女性にも選ばれる地方を実現することにより、強い地域経済を下支えしていく。
これにより、**日々の暮らしと未来への不安を希望へと変え**、**「日本列島を、強く豊かに」**していく。

**政策目標**

## 強い地域経済の構築

・「日本成長戦略」との連携の下、大規模な投資を呼び込み、各地に産業クラスターを戦略的に形成。

・地方の大きな伸び代である多様で魅力ある地域資源を最大限に活用し、地場産業を含む地域の産業、地域経済の持続的な成長を図る。

## 豊かな生活環境の実現

・持続可能な生活インフラの実現

・地域の暮らしの満足感向上

## 選ばれる地方の実現

・魅力が感じられる地方の実現

**施策**

・産業クラスターの形成に伴う高付加価値型産業創出
A.戦略産業クラスター計画
B.地域産業クラスター計画
C.地場産業成長プラン

・地域の産業クラスター・地場産業を支える仕組みづくり

（計170施策）

・公共交通の維持
・買物環境の維持
・インフラの維持
・災害対応の強化の促進
・満足できる子育て・医療・介護・福祉サービスの実現
・持続可能なまちづくり　（計121施策）

・多様性に富んだ地方の実現
・地域の男女共同参画・女性活躍の推進
・教育環境整備の推進
・都市と地方の共生の実現
・地方への移住推進

（計63施策）

**横断的施策**

人的支援・人材育成／情報支援・デジタルツールの整備／規制・制度改革／財政・金融による支援等／その他（政府関係機関の地方移転、広域リージョン連携 等）

（計23施策）

（合計　377施策）※施策数は再掲含む。

進捗や成果を客観的かつ的確に把握できるKPIを設定し、PDCAサイクルを徹底。

# 戦略産業クラスター計画の全体像

- **「A.戦略産業クラスター計画」**では、62個ある戦略17分野における「主要な製品・技術等」の内、半導体、空飛ぶクルマ、民間航空機MRO、ロケット・射場、次世代船舶、バイオものづくり、医薬品・再生医療、洋上風力について、**14件**を策定・公表。

**①半導体クラスター（北海道）**
1. Rapidus、産総研　先端半導体研究開発拠点
2. Rapidusを核とした先進半導体・AI産業の集積を作るべく、インフラ整備やサプライチェーン強靭化、人材育成を進める。
3. 【投】7兆270億円 /【付】31兆3,591億円 /【人】12,805人
4. 工業用水施設、工業団地周辺道路等

**②ロケット・射場クラスター（北海道）**
1. インターステラテクノロジズ、SPACE COTAN
2. 高頻度打上げ実現に向けた宇宙産業拠点を形成。
3. 【投】3,142億円/【付】5,876億円/【人】2,400人
4. 射場（LC1）、道路整備等

**③洋上風力クラスター（北海道）**
1. 民間企業　※非公開
2. 鉄鋼、造船等の企業集積を生かし、親和性の高い洋上風力関連産業を振興し、地域に稼ぐ力を取り戻す。
3. 【投】3,285億円/【付】7,684億円/【人】10,620人
4. 岸壁・クレーン等の港湾施設の整備等

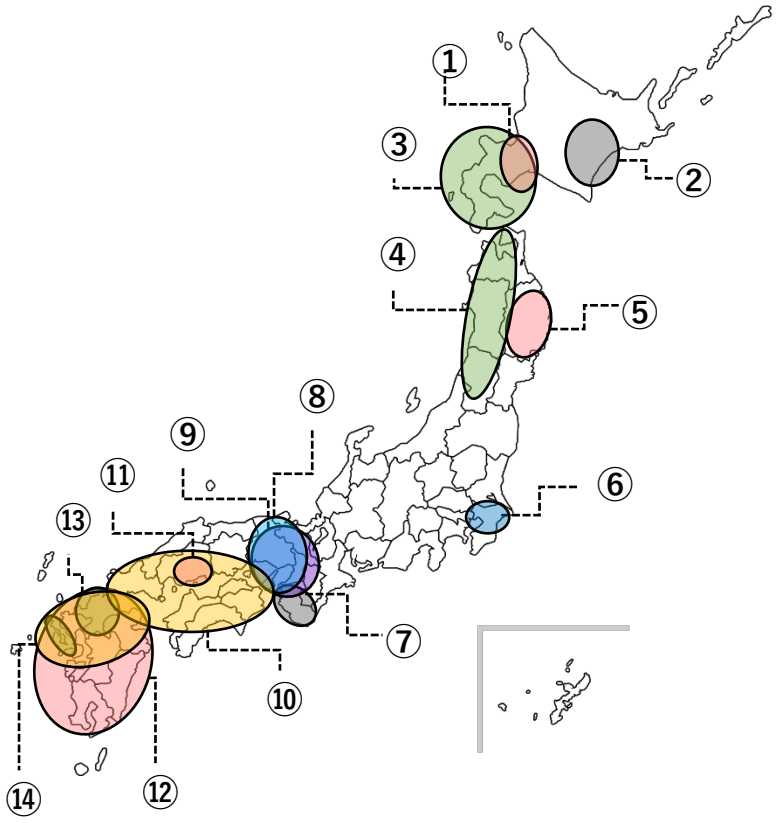
**④洋上風力クラスター（東北）**
1. 海洋再エネ整備法 促進区域の事業者
2. 基地港湾の整備等を進めることで、洋上風力建設から維持管理に至る、一貫した風力産業基盤を形成する。
3. 【投】3,924億円/【付】9,177億円/【人】950人
4. 基地港湾整備等

**⑤半導体クラスター（東北）**
1. キオクシア岩手
2. 大容量・高性能なNAND型フラッシュメモリ製造による国際競争力ある産業集積を目指す。
3. 【投】１兆2,700億円 /【付】５兆6,600億円/【人】4,780人
4. 浄水場整備等

**⑥民間航空機MROクラスター（千葉県成田空港周辺）**
1. JALエンジニアリング、IHI、ANA
2. アジア有数のMRO拠点を整備し、成長する航空機MRO需要を取り込んでいく。
3. 【投】235億円/【付】790億円/【人】330人
4. 自動車道、用地整備等

**⑦ロケット・射場クラスター（近畿）**
1. スペースワン
2. ロケットの高頻度打上げを実現するエコシステムの形成
3. 【投】505億円/【付】945億円/【人】2,280人
4. 高規格道路整備等

**（凡例）**
**№〇〇クラスター（地域）　※色は産業を表す**
1. 投資案件
2. クラスター計画の概要
3. 2040年までのKGI
（官民設備投資額/付加価値増加額/人材育成数）
4. インフラ・拠点整備案件




**⑧空飛ぶクルマ クラスター（近畿）**
1. SkyDrive
2. 万博レガシーを活かし、空飛ぶクルマの社会実装を先導。我が国の空飛ぶクルマ産業化の中核拠点を目指す。
3. 【投】348億円/【付】1,191億円/【人】1,100人
4. 運航拠点整備等

**⑨バイオ・先端医療クラスター（近畿）**
1. 日揮HD、クオリプス、神戸大学等
2. 大阪・神戸の二大拠点を核とした我が国企業のグローバルシェア10%獲得を中心となって支える。
3. 【投】388億円/【付】2,026億円/【人】約3,000人/年
4. 神戸港の機能強化整備等

**⑩次世代船舶クラスター（瀬戸内）**
1. 今治造船、新来島どっ、川崎重工業、尾道造船等
2. 次世代船舶の国際供給拠点化と安定的な国内建造体制の構築、国家安全保障基盤の強化を目指す。
3. 【投】5,000億円/【付】3兆5,000億円/【人】3,400人
（※いずれも2034年度までの値）
4. 輸送ターミナル整備等

**⑪半導体クラスター（広島県内）**
1. マイクロン
2. 世界の半導体市場の成長を牽引する先端メモリの製造中核拠点として、日本の半導体産業を振興する。
3. 【投】3.2兆円/【付】14.2兆円/【人】4,500人
4. 工業用水整備等

**⑫半導体クラスター（九州）**
1. JASM、SONY
2. 半導体産業集積から、域内で自ら価値を創造し、持続的に成長するエコシステムへの転換を志向
3. 【投】2兆4,945億円/【付】11兆1,054億円/【人】5,725人
4. 道路、工業用水整備等

**⑬洋上風力クラスター（九州）**
1. 日鉄エンジニアリング、みらいえのしま
2. アジア太平洋市場を獲得するサプライチェーン拠点化。
3. 【投】855億円/【付】2,000億円/【人】14,700人
4. 産業用地、港湾整備等

**⑭次世代船舶クラスター（九州）**
1. 名村造船所、大島造船所、ジャパンマリンユナイテッド等
2. 設備投資や産業用地の整備等により、生産性向上や建造能力拡大等を図る。
3. 【投】3,000億円/【付】2兆1,000億円/【人】3,300人
（※いずれも2034年度までの値）
4. 港湾整備等

# B.地域産業クラスター計画・C.地場産業成長プラン一覧




## B.地域産業クラスター計画（67計画・46自治体）

| 自治体名 | 産業領域 |
|---|---|
| 岩手県 | 半導体関連産業 |
| | 自動車関連産業 |
| 宮城県 | 高度電子機械関連産業 |
| | 自動車関連産業 |
| 秋田県 | エネルギー産業 |
| | 資源・リサイクル |
| | 森林産業 |
| 山形県 | 半導体 |
| 福島県 | 航空宇宙関連産業 |
| | ロボット・ドローン関連産業 |
| 茨城県 | 素材・エネルギー産業 |
| | 宇宙産業 |
| | 県内企業等を中心としたフィジカルAIの社会実装関連産業 |
| 栃木県 | 航空宇宙産業 |
| 群馬県 | 次世代モビリティ |
| 埼玉県 | ロボット関連産業 |
| 千葉県 | 資源・エネルギー |
| | 創薬・先端医療・バイオ |
| 神奈川県 | 人工衛星・サービス |
| 新潟県 | 食関連産業 |
| | 電子機械・情報通信関連分野 |
| 新潟県・新潟市 | アニメ |
| 富山県 | バイオ医薬品 |
| | サーキュラーエコノミー |
| 山梨県 | 水素・燃料電池 |
| | 成長産業横断型（医療機器・航空宇宙防衛分野・フィジカルAI） |
| 長野県 | 航空・宇宙 |
| 岐阜県 | 半導体・ヘルスケア・航空等 |
| 静岡県・浜松市 | 医療健康 |
| 愛知県 | 航空宇宙 |
| 三重県 | 半導体 |
| 大阪府 | ロボット |
| 大阪府・大阪市 | モビリティ |
| | ライフサイエンス |
| 大阪府・大阪市・堺市 | カーボンニュートラル |
| 兵庫県・神戸市 | 航空機 |
| | 空モビリティ |
| 奈良県 | 医薬品等製造分野 |
| 和歌山県 | 繊維産業 |
| 鳥取県 | フード・マニュファクチャリング（水産） |
| 島根県 | 特殊鋼 |
| 岡山県 | 自動車 |
| | 半導体 |
| 広島県 | 自動車 |
| 山口県 | 半導体 |
| 徳島県 | 蓄電池（バッテリー） |
| 香川県 | 造船・建機 |
| | ヘルスケア |
| 愛媛県 | 魚類養殖関連 |
| | 海洋関連産業 |
| 高知県 | 防災 |
| | 水産養殖 |
| 福岡県 | 半導体 |
| | 先進モビリティ |
| | 宇宙産業 |
| 福岡県北九州市 | フィジカルAI |
| | 資源循環 |
| 佐賀県 | コスメ産業 |
| 長崎県 | 海洋 |
| | 半導体 |
| 熊本県 | 半導体・半導体ユーザー |
| | 食・ライフサイエンス |
| 大分県 | 造船・船舶産業 |
| 宮崎県 | フードビジネス産業 |
| 鹿児島県 | 茶 |
| | 和牛 |
| 沖縄県 | 医療・バイオ |

## C.地場産業成長プラン（21計画・21自治体）

| 自治体名 | 産業領域 |
|---|---|
| 北海道芽室町 | 食・観光分野 |
| 秋田県男鹿市 | 酒づくり分野 |
| 福島県 | 牛肉、馬肉 |
| 新潟県長岡市 | 観光分野 |
| 新潟県燕市 | 金属洋食器 |
| 山梨県甲州市 | 桃、ぶどう、ワイン及びそれらの副産物とその加工品 |
| 岐阜県美濃加茂市 | 農業分野（柿（干し柿）） |
| 静岡県・静岡市・浜松市 | 茶産業 |
| 愛知県 | 農業分野（うち、茶） |
| 三重県四日市市 | 四日市萬古焼 |
| 京都府 | 西陣織、京焼・清水焼をはじめとした77品目の伝産品 |
| 京都府亀岡市 | 有機農業等 |
| 奈良県明日香村 | 世界遺産「飛鳥・藤原の宮都」を核に、宿泊・飲食・物販・農産加工・歴史文化体験・ガイド等の付加価値向上 |
| 奈良県下市町 | 観光等 |
| 鳥取県 | 環境事業等 |
| | 農林業分野 |
| | スイカ |
| 鳥取県智頭町 | 農林業分野 |
| 高知県本山町 | 農業（花卉園芸、農業公社） |
| 宮崎県 | 酒類分野 |
| 鹿児島県 | 林業分野 |

# 国土形成計画（全国計画）概要

2023年（令和5年）7月閣議決定

## 新たな国土の将来ビジョン

計画期間：2050年さらにその先の長期を見据えつつ、今後概ね10年間

**時代の重大な岐路に立つ国土**《我が国が直面するリスクと構造的な変化》

**地域の持続性、安全・安心を脅かすリスクの高まり**
- 未曽有の人口減少、少子高齢化がもたらす地方の危機
- 巨大災害リスクの切迫（水災害の激甚化・頻発化、巨大地震・津波、火山噴火、雪害等）
- 気候危機の深刻化（2050年カーボンニュートラル）、生物多様性の損失

**コロナ禍を経た暮らし方・働き方の変化**
- テレワークの進展による転職なき移住等の場所に縛られない暮らし方・働き方
- 新たな地方・田園回帰の動き、地方での暮らしの魅力

**激動する世界の中での日本の立ち位置の変化**
- DX、GXなど激化する国際競争の中での競争力の低下
- エネルギー・食料の海外依存リスクの高まり
- 東アジア情勢など安全保障上の課題の深刻化

豊かな自然や文化を有する多彩な地域からなる国土を次世代に引き継ぐための**未来に希望を持てる国土の将来ビジョン**が必要

## 目指す国土の姿「新時代に地域力をつなぐ国土　～列島を支える新たな地域マネジメントの構築～」

| デジタルとリアルの融合による | 巨大災害、気候危機、緊迫化する国際情勢に対応する | 世界に誇る美しい自然と多彩な文化を育む |
|---|---|---|
| **活力ある国土づくり** | **安全・安心な国土づくり** | **個性豊かな国土づくり** |
| ～地域への誇りと愛着に根差した地域価値の向上～ | ～災害等に屈しないしなやかで強い国土～ | ～森の国、海の国、文化の国～ |

国土づくりの戦略的視点　①民の力を最大限発揮する官民連携　②デジタルの徹底活用　③生活者・利用者の利便の最適化　④縦割りの打破（分野の垣根を越える横串の発想）

### 国土構造の基本構想「シームレスな拠点連結型国土」

※南北に細長い日本列島における国土全体での連結強化
※広域レベルからコミュニティレベルまで重層的な圏域形成

〈広域的な機能の分散と連結強化〉
- 中枢中核都市等を核とした広域圏の自立的発展、日本海側・太平洋側二面活用等の広域圏内・広域圏間の連結強化を図る「全国的な回廊ネットワーク」の形成
- リニア中央新幹線、新東名・新名神等により三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」の形成による地方活性化、国際競争力強化

階層間のネットワーク強化

〈持続可能な生活圏の再構築〉
- 生活に身近な地域コミュニティの再生（小さな拠点を核とした集落生活圏の形成、都市コミュニティの再生）
- 地方の中心都市を核とした市町村界にとらわれない新たな発想からの地域生活圏の形成

*デジタルの徹底活用による場所や時間の制約を克服した国土構造への転換*

- 東京一極集中の是正（地方と東京のwin-winの関係構築）
- 国土の多様性（ダイバーシティ）、包摂性（インクルージョン）、持続性（サステナビリティ）、強靱性（レジリエンス）の向上

《国土の刷新に向けた重点テーマ》

### *デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成*

- 「地方の豊かさ」と「都市の利便性」の融合
- 生活圏人口10万人程度以上を一つの目安として想定した地域づくり（地域の生活・経済の実態に即した市町村界にとらわれない地域間の連携・補完）
- 「共」の視点からの地域経営（サービス・活動を「兼ねる、束ねる、繋げる」発想への転換）
  - ✓ 主体の連携、事業の連携、地域の連携
- デジタルの徹底活用によるリアルの地域空間の質的向上
  - ✓ デジタルインフラ・データ連携基盤・デジタル社会実装基盤の整備、自動運転、ドローン物流、遠隔医療・教育等のデジタル技術サービスの実装の加速化
  - ✓ 地域交通の再構築、多世代交流まちづくり、デジ活中山間地域、転職なき移住・二地域居住など、デジタル活用を含めたリアル空間での利便性向上
- 民の力の最大限活用、官民パートナーシップによる地域経営主体の創出・拡大

相互連携による相乗効果の発揮

### *持続可能な産業への構造転換*

- GX、DX、経済安保等を踏まえた成長産業の全国的な分散立地等
- 既存コンビナート等の水素・アンモニア等への転換を通じた基幹産業拠点の強化・再生
- スタートアップの促進、働きがいのある雇用の拡大等を通じた地域産業の稼ぐ力の向上　等

### *グリーン国土の創造*

- 広域的な生態系ネットワークの形成、自然資本の保全・拡大、持続可能な活用（30by30の実現、グリーンインフラの推進等を通じたネットワーク化）
- カーボンニュートラルの実現を図る地域づくり（地域共生型再エネ導入、ハイブリッドダム等）等

### *人口減少下の国土利用・管理*

- 地域管理構想等による国土の最適利用・管理、流域治水、災害リスクを踏まえた住まい方
- 所有者不明土地・空き家の利活用の円滑化等、重要土地等調査法に基づく調査等
- 地理空間情報等の徹底活用による国土の状況の見える化等を通じた国土利用・管理DX　等

新しい資本主義、デジタル田園都市国家構想の実現

**地域の安全・安心、暮らしや経済を支える *国土基盤の高質化***
- 防災・減災、国土強靱化、生活の質の向上、経済活動の下支え〔機能・役割に応じた国土基盤の充実・強化〕
- 戦略的マネジメントの徹底によるストック効果の最大化
- ✓ DX、GX、リダンダンシー確保、安全保障、自然資本との統合等の観点からの機能高度化
- ✓ 賢く使う観点からの縦割り排除による複合化・多機能化・効果最大化
- ✓ 地域インフラ群再生戦略マネジメント等の戦略的メンテナンスによる持続的な機能発揮

***地域を支える人材の確保・育成***
- 包摂社会に向けた多様な主体の参加と連携
- こどもまんなかまちづくり等のこども・子育て支援、女性活躍
- 関係人口の拡大・深化

## 分野別施策の基本的方向

○地域の整備（コンパクト＋ネットワーク、農山漁村、条件の厳しい地域への対応等）
○産業（国際競争力の強化、エネルギー・食料の安定供給等）
○文化・スポーツ及び観光（文化が育む豊かで活力ある地域社会、観光振興による地域活性化等）
○交通体系、情報通信体系及びエネルギーインフラ
○防災・減災、国土強靱化
○国土資源及び海域の利用と保全（農地、森林、健全な水循環、海洋・海域等）
○環境保全及び景観形成

## 計画の効果的推進 広域地方計画の策定・推進

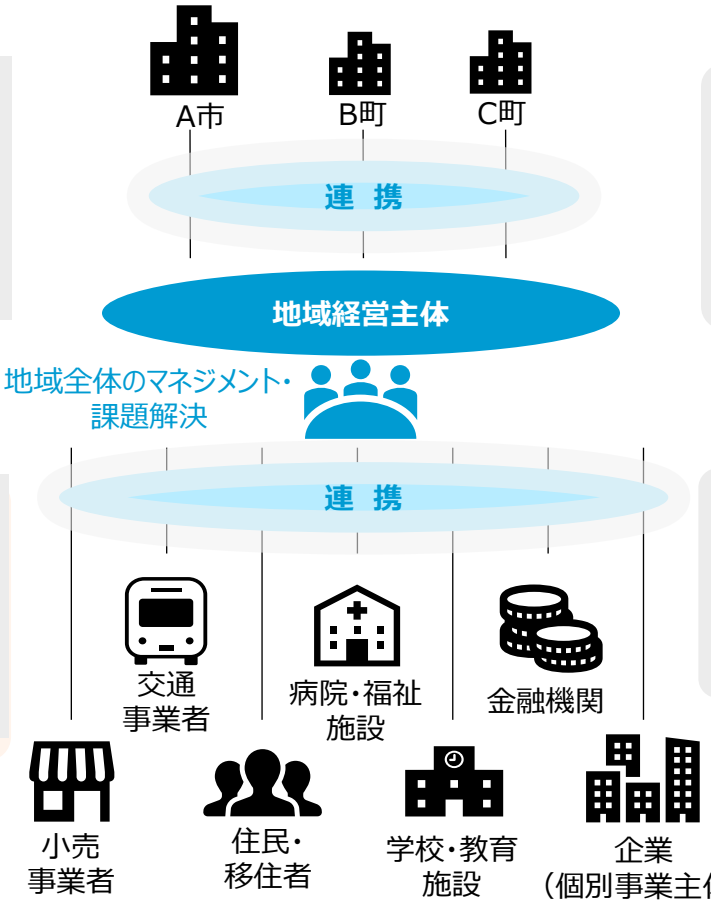
○地理空間情報等を活用したマネジメントサイクルと評価の実施
○広域地方計画協議会を通じた広域地方計画の策定・推進

# 地域経営主体

➢ **日常の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される地域生活圏の形成のためには、自身が持つ人材・情報・ノウハウ等のリソースを活用しながら、地域内外の様々な主体をつなぎ、地域全体のマネジメント・課題解決を行う“民間の地域経営主体”が重要。**

**【交通の例】**
地域経営主体の支援の下、自治体にて公共ライドシェアを導入。**地域経営主体がハブとなって、タクシー・バス事業者と調整**を行い、運行システムの共有等の協力関係を構築。

**【買い物の例】**
**地域経営主体が隣接都市のスーパーに働きかけ**、小売店が不足する集落への**移動販売**を導入。また**外部地域のITｽﾀｰﾄｱｯﾌﾟ企業との連携**により、**ﾄﾞﾛｰﾝによる宅配事業**も実施。




**【医療の例】**
**地域経営主体が地域の医療機関、医療機器メーカー、モビリティ企業らをつなぎ**、医療機器・オンライン診療機能を搭載した専門車両による**訪問診療**を可能に。

**【地域産業の例】**
**地域経営主体が農業法人とテック企業をつなぎ、ICT技術を導入。宿泊業との連携も仲介**し、**二地域居住者を作業員**として受け入れ。

**官民パートナーシップによる**
**「主体の連携」**

**分野の垣根を超えた**
**「事業の連携」**

**行政区域にとらわれない**
**「地域の連携」**

# 「地域生活圏」の形成に向けて講じる施策の全体像

○　「地域生活圏」の形成において中心的役割を果たす**「民間の地域経営主体」に対し**、
① 地域で円滑に活動できるようにする環境整備（地域での信用・信頼付与、資金・人材の呼び込み・確保）
② 先導的な取組への支援による優良事例の形成
の観点から、以下の支援施策を講じることにより、「地域生活圏」の形成を強力に促進する。

## ①　地域で円滑に活動できるようにする環境整備（地域での信用・信頼付与、資金・人材の呼び込み・確保）

### ◆①－１　民間の地域経営主体に対する認定要綱

**概要**　中長期にわたり地域生活圏の形成に取り組む意思・プランを有する民間の地域経営主体を認定

**目的**　国の認定付与によって地域経営主体が円滑に活動できるようにする／同主体の活動を国がワンストップで支援

### ◆①－２　社会的インパクトの可視化

**概要**　地域課題解決の取組の結果として生じた社会的インパクトを可視化するための方策等を検討・提示

**目的**　資金調達、人材確保、地域の理解増進の円滑化のため、地域経営主体が社会的インパクトを示せるようにする

### ◆①－３　地域経営主体の担い手人材の確保（地域生活圏形成リーディング事業）

**概要**　地域経営主体の中核人材の発掘・育成のモデル事業

**目的**　人材の発掘・育成に係る取組を資金面で支援

## ②　先導的な取組への支援による優良事例の形成

### ◆②－１　先導的な取組への支援（地域生活圏形成リーディング事業）

**概要**　地域経営主体等による先導的取組のモデル事業

**目的**　先導的な取組を資金面で支援するとともに、伴走支援を実施

### ◆②－２　地域生活圏官民コンソーシアム

**概要**　各地域の地域経営主体やその関係者で構成される官民の知見・課題の共有等の場

**目的**　関係者間で悩み・課題の共有・相談、先進事例の横展開、新たな政策立案に向けた課題や意見の吸い上げ

# ［重点目標Ⅰ］活力のある持続可能な地域社会の形成

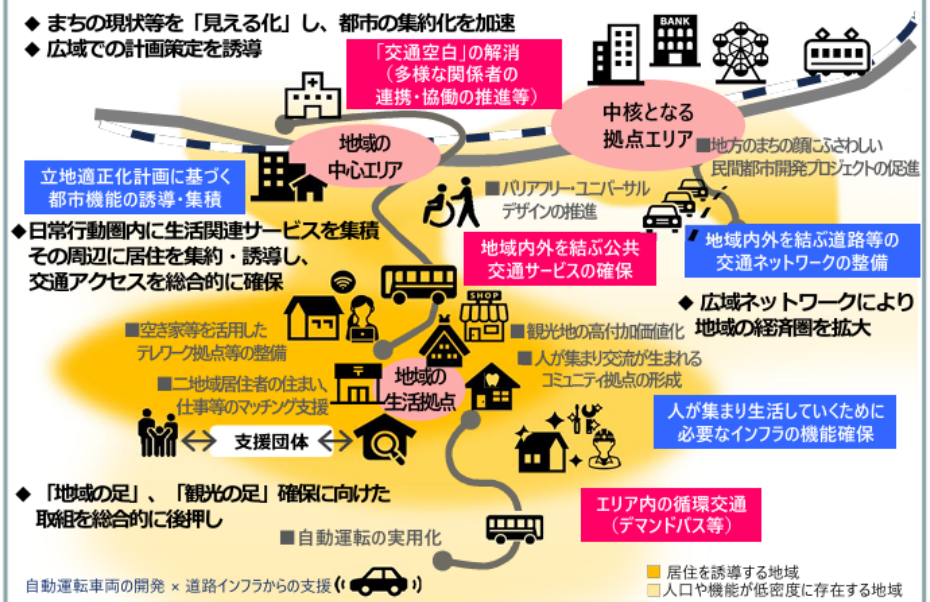


## 地域経済の核となる集積づくりと広域連携

●地域に暮らす人々が**日常の行動圏内で必要なサービスを享受**できるよう、**交通とまちづくりが一体となって**持続可能な都市構造へ転換

●**多様な地域資源**を活用し、**地域経済の好循環の形成と「域外から稼ぐ」力**の向上を図るとともに、**広域ネットワーク**により**地域の経済圏**を拡大

＜地域におけるインフラ分野と交通分野の連携＞




**KPI例**

- 立地適正化計画作成済み都市に居住する人口の割合　【R6年12月】58.6% →【R12年度】75%
- 市町村が作成する二地域居住に関する特定居住促進計画の作成数　【R6年末】5件 →【R11年度】累計600件

## 地域の将来像を踏まえたインフラの再構築

■**点検・診断等の確実かつ効率的な実施**

●埼玉県八潮市における道路陥没事故の教訓を踏まえ、**インフラの点検・調査を技術化・重点化**

**安全のハザード**
**社会的影響**
→ **点検箇所、方法等を技術化・重点化（メリハリ）**

■**人口減少時代に対応した新たな施策体系の構築（まちづくりと老朽化対策の連携）**

●インフラ老朽化対策の計画を**まちづくりの計画と一体的に策定**し、インフラの集約・再編、修繕・更新等を的確に実施、**地域の将来像に即してストックを適正化**




■**インフラ再構築の取組を継続的に後押しするための見える化**

●地方公共団体の取組状況を「**見える化**」し、地方公共団体の**意識を醸成し、取組を喚起**。取組が遅れている地方公共団体に対して**国が伴走的に取組を後押し**

●**マッピング等により分かりやすく**住民に対して発信、住民の**主体的参画の機運を醸成**

**KPI例**

- （道　路）国及び地方公共団体が管理する道路における緊急又は早期に対策を講ずべき橋梁の修繕措置(完了)率　【R5年度】55% →【R12年度】80%
- （下水道）修繕・改築や災害・事故時の迅速な復旧が容易ではない大口径下水道管路を有する地方公共団体のうち、リダンダンシー確保に関する計画を策定し、取組を進めている団体の割合　【R6年度】 7% →【R9年度】100%
- まちづくり計画と地方公共団体の公共施設等の老朽化対策の計画を連携させた地方公共団体数　【R6年度末】172団体 →【R12年度】700団体

## 包摂的な共生社会に向けた地域づくりと豊かで快適な生活環境

### あらゆる地域で、誰もが安心して暮らせるバリアフリー等の推進



バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進




男女の異なるニーズを反映したサービスを推進（ジェンダー主流化）

### 誰もが安全・安心に移動、生活できる環境の形成




警察と道路管理者が連携した安全・安心な通行空間の形成



大井坂下公園（東京都品川区）

こどもたちのアイデアを取り入れた公園

### 自然・歴史等の多様な資源を活かした魅力ある地域づくり



岩村町本通り（岐阜県恵那市）

歴史まちづくりと一体で、官民連携による町家群を再生



苫小牧港（北海道苫小牧市）

「みなと」を核としたまちづくりを促進

### 地域の人々が集まりつながりが生まれる公共空間の創出



開上地区かわまちづくり（宮城県名取市）

魅力ある水辺空間創出のためのかわまちづくりの推進



日本大通り（神奈川県横浜市）

歩行者利便増進道路（ほこみち）制度の活用や「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進

**KPI例**

- 緑の基本計画のうち、こどもの遊び場や親同士の交流の場の創出に関する施策を位置付けている計画の割合　【R5年度末】25.1% →【R12年度末】39%
- 移動等円滑化基本構想等を作成した地方公共団体のうち、当事者の参画の下、継続的にスパイラルアップに取り組んでいる地方公共団体の割合　【R6年度】 約30% →【R12年度】約60%
- 「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出のための滞在快適性等向上区域を設定した市町村数　【R7年度】132市町村 →【R12年度】200市町村

# 地方制度調査会について

○　地方制度調査会は、内閣総理大臣の諮問に応じて地方制度に関する重要事項を調査審議する審議会であり、**令和8年1月19日に第34次地方制度調査会が立ち上げ**られ、総理より以下の事項について諮問。

## 諮問事項

人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、**国・都道府県・市町村間の役割分担**、**大都市地域における行政体制**その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める。

## これまでの審議状況

| | 内容 |
|---|---|
| 第１回総会 | ○　会長・副会長の選任、内閣総理大臣諮問文手交 |
| 第１回専門小委員会 | ○　自由討議 |
| 第２回専門小委員会 | ○　関係省庁（厚生労働省、国土交通省）及び有識者（髙橋滋法政大学教授）からの意見聴取 |
| 第３回専門小委員会 | ○　関係省庁（消費者庁）及び地方公共団体（長野県、沖縄県、秋田県大館市、青森県中泊町）からの意見聴取 |
| 第４回専門小委員会 | ○　地方公共団体（関西広域連合、熊本県、神戸市）からの意見聴取 |
| 第５回専門小委員会 | ○　審議項目案の議論 |
| 第２回総会 | ○　審議項目の決定 |
| 第６回専門小委員会 | ○　国・都道府県・市町村間の役割分担について |
| 第７回専門小委員会 | ○　大都市地域における行政体制について |
| 第８回専門小委員会 | ○　地方公共団体（神戸市、北海道芽室町）及び関係団体（福岡地域戦略推進協議会）からの意見聴取<br>○　国・都道府県・市町村間の役割分担について |
| 第９回専門小委員会 | ○　地方公共団体（岡山県真庭市、神奈川県寒川町）からの意見聴取<br>○　大都市地域における行政体制について |
| 第10回専門小委員会 | ○　国・都道府県・市町村間の役割分担について |

## 審議項目

※大項目の一部を抜粋

**１．「国・都道府県・市町村間の役割分担」の在り方について**

１－１　地方分権改革以降の社会経済情勢の変化と地方行政を巡る取組
１－２　取組の加速化
　１－２－１　AIを含めたデジタル技術の活用の方向性
　１－２－２　地方公共団体間の連携の方向性
　１－２－３　国・地方公共団体以外の主体の活用の方向性
　１－２－４　地方議会及び住民自治の在り方
１－３　各行政分野において取組を進めていくための枠組み
１－４　各地域において取組を進めていくための枠組み

**２．「大都市地域における行政体制」の在り方について**

２－１　大都市地域が果たすべき役割
２－２　いわゆる「特別市」の意義
２－３　「特別市」の制度化を検討する場合の論点
　２－３－１　広域事務への影響等
　２－３－２　財産・施設や議員・職員への影響等
　２－３－３　財政への影響等
　２－３－４　大都市制度以外への影響
　２－３－５　「特別市」の設置手続
２－４　住民自治等の確保

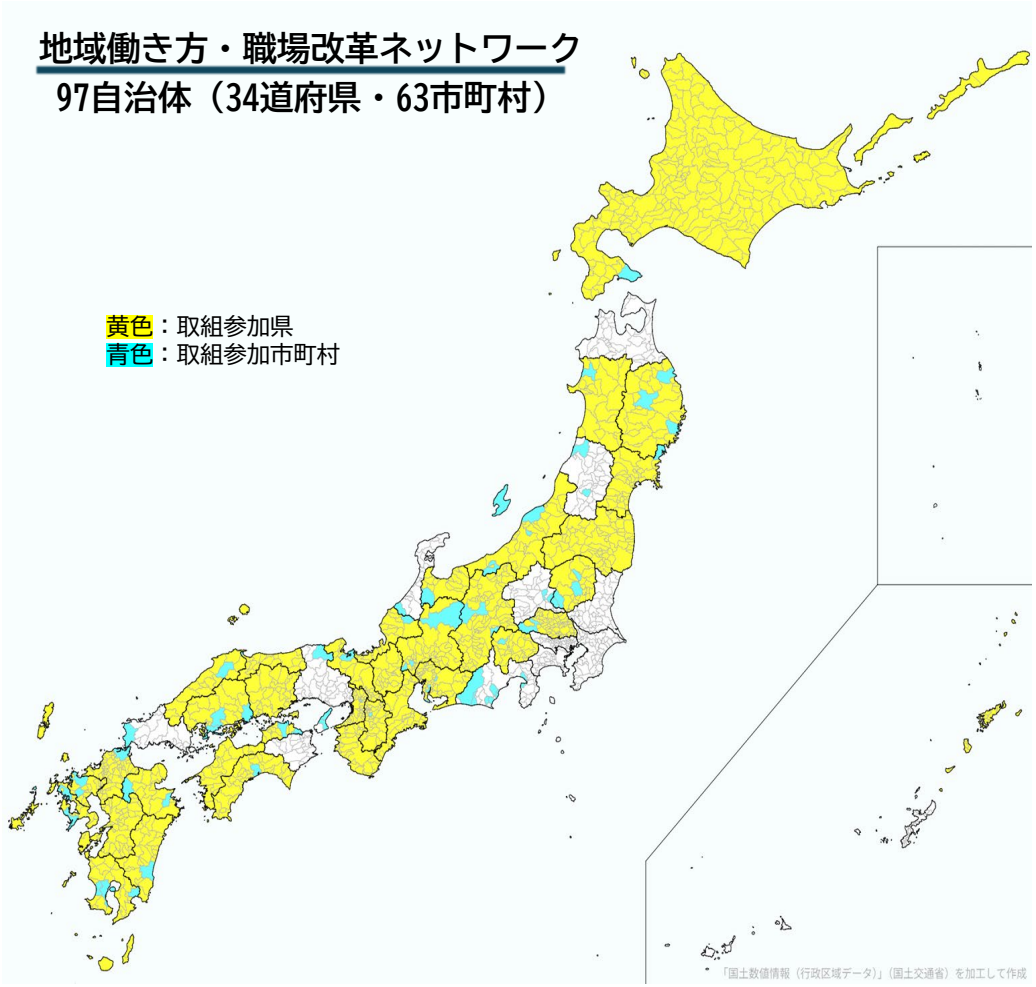
# 地域働き方・職場改革ネットワーク　～全国の意欲ある自治体がつながって取組を推進～

○**自治体が地元企業等に呼びかけて、地域社会のアンコンシャス・バイアスや「働き方の課題」等**を解決していく自治体の活動を支援する取組を推進。

○令和８年度は**97自治体（34道府県・63市町村）が参加。97自治体と各府省庁横断のサポートメンバーで「地域の働き方・職場改革ネットワーク」を形成**し、先行自治体の成否両方の経験や有識者の知見の共有等により取組を加速し、全国的な波及を目指す。

| | 道府県（３４） | 市町村（６３） | |
|---|---|---|---|
| 北海道 | 北海道 | 函館市（北海道） | |
| 東北 | 岩手県 | 盛岡市（岩手県） | 気仙沼市（宮城県） |
| | 秋田県 | 釜石市（岩手県） | 酒田市（山形県） |
| | 宮城県 | 久慈市（岩手県） | 白鷹町（山形県） |
| | 福島県 | 能代市（秋田県） | |
| 関東 | 栃木県 | 宇都宮市（栃木県） | 矢板市（栃木県） |
| | 埼玉県 | 足利市（栃木県） | 秩父市（埼玉県） |
| | | 佐野市（栃木県） | 桐生市（群馬県） |
| 甲信越 | 新潟県 | 新潟市（新潟県） | 韮崎市（山梨県） |
| | 山梨県 | 見附市（新潟県） | 松本市（長野県） |
| | 長野県 | 妙高市（新潟県） | 富士見町（長野県） |
| | | 佐渡市（新潟県） | |
| 東海 | 岐阜県 | 大垣市（岐阜県） | 浜松市（静岡県） |
| | 愛知県 | 高山市（岐阜県） | 沼津市（静岡県） |
| | 三重県 | みよし市（愛知県） | 焼津市（静岡県） |
| | | 半田市（愛知県） | 藤枝市（静岡県） |
| | | 東浦町（愛知県） | 菊川市（静岡県） |
| | | 南知多町（愛知県） | 牧之原市（静岡県） |
| | | | 磐田市（静岡県） |
| 北陸 | 富山県 | 加賀市（石川県） | 南砺市（富山県） |
| | 福井県 | 勝山市（福井県） | |
| 近畿 | 滋賀県 | 豊岡市（兵庫県） | 舞鶴市（京都府） |
| | 京都府 | 洲本市（兵庫県） | 門真市（大阪府） |
| | 大阪府 | 淡路市（兵庫県） | 橿原市（奈良県） |
| | 奈良県 | | |
| | 和歌山県 | | |
| 中国 | 鳥取県 | 境港市（鳥取県） | 呉市（広島県） |
| | 島根県 | 雲南市（島根県） | 福山市（広島県） |
| | 岡山県 | 下関市（山口県） | 東広島市（広島県） |
| | 広島県 | | |
| 四国 | 愛媛県 | 高松市（香川県） | 高知市（高知県） |
| | 香川県 | 東かがわ市（香川県） | |
| | 高知県 | | |
| 九州・沖縄 | 福岡県 | 北九州市（福岡県） | 日田市（大分県） |
| | 佐賀県 | 唐津市（佐賀県） | 臼杵市（大分県） |
| | 長崎県 | 武雄市（佐賀県） | 宮崎市（宮崎県） |
| | 熊本県 | 長崎市（長崎県） | 鹿児島市（鹿児島県） |
| | 大分県 | 佐世保市（長崎県） | 日置市（鹿児島県） |
| | 宮崎県 | | 志布志市（鹿児島県） |
| | 鹿児島県 | | |

※下線は令和８年度からの取組参加自治体




「国土数値情報（行政区域データ）」（国土交通省）を加工して作成